部長及び参事官
殿
所　属　長

生企発第124号
(会計、警務、組対、交企、交指、備二)
令和４年２月21日
５年保存（係）
本　部　長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正する内閣府令、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則等の公布について（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第４号。以下「改正府令」という。）（官報の写し：別添１、新旧対照条文：別添２）、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則（令和４年国家公安委員会規則第２号。以下「改正規則」という。）（官報の写し：別添３、新旧対照条文：別添４）及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第３号）（官報の写し：別添５、新旧対照条文：別添６）が令和４年１月27日に公布され、令和４年３月15日に施行されることとなった。

その趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下この通達において、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）を「改正法」と、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）を「法」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を「府令」という。

記

第１　改正府令関係

１　クロスボウの特性を踏まえた規定の整備

(1)　クロスボウが発射する矢の運動エネルギーに係る規定の整備

クロスボウが発射する矢の運動エネルギーの値の「測定の方法」について、矢の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、規制の対象となるクロスボウの威力の下限値である「人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値」について、6.0ジュールとした。（府令第３条の２及び第３条の３関係）

(2)　表示措置に係る規定の整備

所持許可を受けたクロスボウに当該許可に係るものであることを「表示するための措置」について、クロスボウ番号標を当該クロスボウの側面に用意に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとした。（府令第18条の２関係）

(3)　クロスボウ射撃指導員の基準に係る規定の整備

「クロスボウ射撃指導員の基準」について、クロスボウに関する法令を遵守し、相当な人格識見を有する者であること、所持許可を受けてクロスボウを２年以上継続して所持している者であること等とした。（府令第42号の２関係）

(4)　クロスボウで射撃することができる「危害予防上必要な措置が執られている場所」について、危険区域について正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること等の措置が執られている場所とした。（府令第82条の４関係）

(5)　クロスボウ保管の設備及び方法の基準に係る規定の設備

クロスボウの「保管の設備及び方法の基準」について、「保管の設備」の基準は、金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること等の要件を備えていることとし、「保管の方法」の基準は、「保管の設備」の基準を満たす設備に確実に施錠して保管すること等の要件に該当することとした。（府令第83条の２及び第91条の２関係）

２　クロスボウについて銃砲と同様の取扱いとする規定の整備

クロスボウについて銃砲と同様の取扱いとするため、所要の規定を整備した。（府令第４条、第５条、第９条、第10条、第11条、第16条、第17条、第20条、第22条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第38条、第43条、第44条、第45条、第46条、第82条の２、第83条の３、第90条、第92条、第93条、第95条、第97条、第98条、第107条、第108条、第110条、第112条、第113条、第114条、第115条及び第117条関係）

３　経過措置に関する規定の整備

(1)　騒乱時の仮領置に係る手続に関する経過措置

改正法附則第２条第３項においては、危害予防上の観点から、法第26条を準用し、公安委員会は、災害、騒乱等の事態に際し、特定クロスボウの運搬または携帯について禁止し又は制限できることとするとともに、特定クロスボウの提出を命じ、提出された特定クロスボウを仮領置することができることとしているところ、法第26条第２項に規定する仮領置に係る内閣府令で定める手続は府令第38条に規定されており、特定クロスボウを仮領置に係る

手続についても同条の規定を準用することとする経過措置を設けた。（府令附則第２条関係）

(2)　仮領置されている特定クロスボウに係る返還の申請手続に関する経過措置

改正法附則第３条第５項においては、特定クロスボウ所持者が経過期間内に特定クロスボウについて所持許可の申請をし、その後該当申請について不許可の処分がなされた場合には、銃砲刀剣類の所持許可が取り消された場合の仮領置の規定（法第11条第９項及び第10項）を準用し、公安員会が当該申請者に対して当該特定クロスボウの提出を命じ、提出された当該特定クロスボウを仮領置することができることとしているところ、取消処分を受けた者から売渡し、贈与、返還等を受けた者による返還の申請に係る法第11条第10項に規定する内閣府令で定める手続は府令第40条に規定されており、特定クロスボウについて不許可処分を受けた者から売渡し等を受けた者による返還の申請手続についても同条の規定を準用することとする経過措置を設けた。（府令附則第３条関係）

(3)　クロスボウ射撃指導員の基準に関する経過措置

クロスボウ射撃指導員の基準は府令第42条の２に規定されるところ、施行日から起算して２年を経過するまでの間であってもクロスボウ射撃指導員の指定が可能となるよう、所要の経過措置を設けた。（府令附則第４条関係）

(4)　保管設備及び方法の基準に関する経過措置

経過期間（特定クロスボウ所持者が経過期間内に所持許可の申請等をした時までの間）は、特定クロスボウに係る保管の設備及び方法の基準について、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする経過措置を設けた。（府令附則第５条関係）

また、経過期間内に所持許可の申請を行った場合には、その処分が行われるまでの間の保管の設備及び方法についても同様とすることとした。（府令附則第６条関係）

(5)　特定クロスボウの譲渡時の確認方法に関する経過措置

改正法附則第２条第３項においては、特定クロスボウを経過期間中に譲り渡す場合について、法第21条の２第２項を読み替えて準用し、その譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。）が

○　法第３条第１項第２号の２に掲げる者（クロスボウの管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員）

○　法第３条第１項第14号に掲げる者（クロスボウ販売時業者）

○　特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者に該当することを確認しなければならないこととしているところ、法第21条の２第２項に規定する内閣府令で定める確認の方法は府令第98条に規定れており、特定クロスボウに係る確認の方法についても同条の規定を準用することとする経過措置を設けた。（府令附則第７条関係）

(6)　様式に関する経過措置

改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する書面については、府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができることとする経過措置を設けた。（府令附則第８条関係）

４　その他所要の規定の整備

改正法において「けん銃」を「拳銃」に、「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改めたこと、法第11条において項ずれが生じたこと等に伴い、所要の改正を行った。

第２　改正規則関係

１　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の規定に関する規則の一部改正関係

クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定の基準等を定めた。（改正規則第１条関係）

２　警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正関係

警察官の武器使用について定めた警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第７条に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」の例示にクロスボウを違法に所持して携帯するものを追加したほか、「けん銃」を「拳銃」に改めるなど所要の改正を行った。（改正規則第２条関係）

３　警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正関係

条文中に引用している「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」の表記を改めるなど所要の改正を行った。（改正規則第３条関係）

４　警察官の服制に関する規則の一部改正関係

条文中に引用している「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」の表記を改めるなど所要の改正を行った。（改正規則附則第４条関係）

第３　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則関係

改正法において罰則の規定振りを改めたことに伴い、暴力的不法行為等として当該罰則規定の引用する以下の国家公安委員会規則について、「第三十一条の十八第一号若しくは第三号」とあるのを「第三十一条の十八第一号若しくは第二項第二号」と改める改正を行った。

○　警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第１号）

○　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号）

○　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）

○　古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）

○　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）

○　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）

○内閣府令第四号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔　〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出及び申請の手続） **第一条**　［略］ 2　前項に規定する届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。 （矢の運動エネルギーの値の測定の方法） **第三条の二**　法第三条第一項の内閣府令で定める矢の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。 一　水平方向に発射された矢がその軌道の上におけるクロスボウに装填されたときの当該矢の先端から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値 二　矢の質量の測定値 （人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値） **第三条の三**　矢の運動エネルギーにつき法第三条第一項の内閣府令で定める値は、六・〇とする。 （捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続） **第四条**　法第三条第一項第十一号から第十五号までの規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。 ［2～4　略］ （人命救助等に従事する者の届出の手続） **第五条**　法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号又は第二号の二の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。 ［2・3　略］ （拳銃実包） **第七条**　法第三条の三第一項の拳銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ［一・二　略］ （発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場） **第八条**　法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。 一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（拳銃を用いて射撃を行うものに限る。）	（届出及び申請の手続） **第一条**　［同上］ 2　前項に掲げる届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。 ［条を加える。］ ［条を加える。］ （捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続） **第四条**　法第三条第一項第十一号又は第十三号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。 ［2～4　同上］ （人命救助等に従事する者の届出の手続） **第五条**　法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。 ［2・3　同上］ （けん銃実包） **第七条**　法第三条の三第一項のけん銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ［一・二　同上］ （発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場） **第八条**　法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。 一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（けん銃を用いて射撃を行うものに限る。）

二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等（法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ　法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者

ロ　試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ　法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係る拳銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九条　法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一　［略］

一の二　法第四条の二第一項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりクロスボウの所持の許可を受けようとする者　別記様式第六号の二のクロスボウ所持許可申請書

［二～四　略］

四の二　法第七条の三第三項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者　別記様式第九号の二のクロスボウ所持許可更新申請書

［五・六　略］

七　法第九条の十六第二項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウ射撃資格（法第九条の十六第一項前段に規定する資格をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする者　別記様式第十一号の二のクロスボウ射撃資格認定申請書

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条　法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

［一・二　略］

［2・3　略］

（申請書の添付書類）

第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るけん銃等（法第三条の四のけん銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ　法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者

ロ　試験又は研究のためけん銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ　法第四条第一項第三号の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係るけん銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九条　法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

［号を加える。］

［五・六　同上］

［号を加える。］

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条　法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（申請書の添付書類）

第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二　法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

三　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第九条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四　前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

［五～十　略］

十一　法第四条第一項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者については、前条第一項に規定する医師の診断書

［十二・十三　略］

十四　法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五　法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六　［略］

十七　法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の同意書

2　同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

二　法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

三　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四　前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

［五～十　同上］

十一　法第四条第一項第四号又は第五号の二に掲げる者については、前条第一項に掲げる医師の診断書

［十二・十三　同上］

十四　法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五　法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六　［同上］

［号を加える。］

2　同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第四号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

3　第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による猟銃若しくは空気銃の許可若しくは法第七条の三第一項の規定による猟銃若しくは空気銃の許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

一の二　法第四条第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定によるクロスボウの許可若しくは法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第二項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定に係る申請書を提出する場合

［二・三　略］

四　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

4　法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　第八十二条の二に規定するクロスボウ射撃資格認定証（現にクロスボウ射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

二　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条　［略］

2　次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一　法第四条の規定による許可を受けようとする者　当該許可に係る銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後

二　［略］

（確認の手続）

第十七条　法第四条の四第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類を当該許可証と共に住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

3　［同上］

一　法第四条第一項第一号の規定による猟銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可若しくは法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

［号を加える。］

［二・三　同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条　［同上］

2　次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一　法第四条の規定による許可を受けようとする者　当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後

二　［同上］

（確認の手続）

第十七条　法第四条の四第一項の規定により銃砲又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲又は刀剣類を当該許可証とともに住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

2　法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲等の提出に代えることができる。

一　携帯が著しく困難な銃砲等　当該銃砲等の写真

二　［略］

（表示措置命令）

第十八条の二　法第四条の四第三項に規定する法第四条第一項第一号の規定による許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものは、都道府県公安委員会が当該クロスボウごとに付した番号又は記号を表示した標示物（以下この条において「クロスボウ番号標」という。）を、当該クロスボウの側面に容易に剝がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとする。

2　法第四条の四第三項の規定により同項に規定する措置を執ることを命ずる場合においては、別記様式第十八号の二の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付して行うものとする。

3　前項の規定によるクロスボウ番号標の交付を受けた者は、当該クロスボウ番号標を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合においては、速やかにその旨を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

（講習の受講の申込み）

第二十条　法第五条の三第一項又は第五条の三の二第一項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（講習修了証明書の様式）

第二十一条　法第五条の三第二項又は第五条の三の二第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

第二十二条　法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（許可証の様式）

第三十一条　法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号又は第二十九号の二、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号、第三十号の二又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号、第三十二号の二又は第三十三号のとおりとする。

2　法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲の提出に代えることができる。

一　携帯が著しく困難な銃砲　当該銃砲の写真

二　［同上］

［条を加える。］

（猟銃等講習会）

第二十条　法第五条の三第一項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の猟銃等講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（講習修了証明書の様式）

第二十一条　法第五条の三第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

第二十二条　法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（許可証の様式）

第三十一条　法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号又は第三十三号のとおりとする。

（許可証の書換えの申請）

第三十二条　法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

［２・３　略］

（許可証の再交付の申請）

第三十三条　法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続）

第三十四条　法第七条の三第一項の規定により猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書又はクロスボウ所持許可更新申請書を提出する場合においては、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウと共に提出（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、提示。以下この条において同じ。）をするものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

（新たな許可証の交付）

第三十五条　［略］

２　都道府県公安委員会は、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者が当該許可に係る許可証の交付を受けた日の後のその者の三回目の誕生日を経過した後に最初に同号の規定によるクロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする場合においては、その者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

３　前二項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条　法第八条第二項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十第三項及び第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては練習資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十六第二項において準用する場合にあつてはクロスボウ射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては練習資格認定証）を添えて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

（許可証の書換えの申請）

第三十二条　法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

［２・３　同上］

（許可証の再交付の申請）

第三十三条　法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続）

第三十四条　法第七条の三第一項の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書を提出する場合においては、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る猟銃又は空気銃とともに提出（猟銃又は空気銃については提示。以下この条において同じ。）するものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

（新たな許可証の交付）

第三十五条　［同上］

［項を加える。］

２　前項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条　法第八条第二項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を添えて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

（仮領置書）

第三十八条　法第八条第七項、第八条の二第二項、第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十一条第八項若しくは第九項、第十一条の二第一項から第三項まで、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六条に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

（仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）

第三十九条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第十項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

2　法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書に、銃砲等又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

3　前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を適法に所持することができる者であることを明らかにした書類を提出しなければならない。

第四十条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第十項若しくは第十一項、第十一条の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

（売却した代金の交付）

第四十一条　法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項及び第十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合においては、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

（猟銃等射撃指導員の基準）

第四十二条　法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、猟銃等射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

［三～五　略］

2　［略］

（仮領置書）

第三十八条　法第八条第七項、第八条の二第二項、第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十一条第七項若しくは第八項、第十一条の二第一項から第三項まで、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六条に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

（仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）

第三十九条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第九項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書を当該銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

2　法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書に、銃砲又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

3　前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品を適法に所持することができる者であることを明らかにした書類を提出しなければならない。

第四十条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第九項若しくは第十項、第十一条の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

（売却した代金の交付）

第四十一条　法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十一項及び第十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合においては、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の基準）

第四十二条　［同上］

一　［同上］

二　銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

［三～五　同上］

2　［同上］

（クロスボウ射撃指導員の基準）

第四十二条の二　法第九条の三の二第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　二十歳以上の者であること。

二　クロスボウに関する法令を遵守し、クロスボウ射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

三　法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。

四　クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相当な知識を有する者であること。

五　クロスボウの操作及び射撃について、相当に習熟している者であること。

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第四十二条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

（射撃指導員の指定）

第四十四条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の指定の解除）

第四十五条　法第九条の三第二項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除又は法第九条の三の二第二項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の氏名等の変更の届出）

第四十六条　猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2　猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条　法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の同意書

2　法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　第八十一条に規定する年少射撃資格講習修了証明書

［条を加える。］

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、前条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた者は、前条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

（射撃指導員の指定）

第四十四条　法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の指定の解除）

第四十五条　法第九条の三第二項の規定による射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の氏名等の変更の届出）

第四十六条　射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2　射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条　［同上］

［一～三　同上］

四　申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2　［同上］

一　第八十一条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書

二　次条に規定する年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）
三　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条　第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の様式）

第八十二条の二　法第九条の十六第一項のクロスボウ射撃資格認定証は、別記様式第六十九号の二のとおりとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）

第八十二条の三　第二十二条第一項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

2　第二十二条第二項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

（危害予防上必要な措置が執られている場所）

第八十二条の四　法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）

第八十三条　銃砲の保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

［一・二　略］

（クロスボウの保管の設備及び方法の基準）

第八十三条の二　クロスボウの保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
イ　金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。
ロ　確実に施錠できる錠を備えていること。
ハ　管理上支障のない場所にあること。
二　容易に持ち運びができないこと。

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
イ　クロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
ロ　前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

二　次条に掲げる年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）
三　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条　第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）

第八十三条　法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

［一・二　同上］

［条を加える。］

（保管の委託を受けた拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の方法等）

第八十五条　法第十条の五第一項の規定により拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を保管しなければならない。

一　［略］

二　拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

［三・四　略］

（保管業の届出）

第九十条　法第十条の八第一項又は第十条の八の二第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3　［略］

4　第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）

第九十一条　法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　略］

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　［略］

（保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準）

第九十一条の二　法第十条の八の二第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ　金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。

ロ　確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ　管理上支障のない場所にあること。

ニ　容易に持ち運びができないこと。

ホ　当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

（保管の委託を受けたけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の方法等）

第八十五条　法第十条の五第一項の規定によりけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を保管しなければならない。

一　［同上］

二　けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

［三・四　同上］

（猟銃等保管業の届出）

第九十条　法第十条の八第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3　［同上］

4　第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の猟銃等保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）

第九十一条　法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　同上］

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の猟銃等保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの猟銃等保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　［同上］

［条を加える。］

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ　保管の委託を受けたクロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ　前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。

（電磁的方法による保存）

第九十二条　第九十一条第二号ハ又は前条第二号ハに規定する保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第九十一条第二号ニ又は前条第二号ニに規定する保管受託簿の保存に代えることができる。

（保管業務の廃止又は停止の命令）

第九十三条　法第十条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

（照会書）

第九十五条　都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

（保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）

第九十七条　法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十八条　法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。）が法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類等」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

（電磁的方法による保存）

第九十二条　前条第二号ハに規定する猟銃等保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号ニに規定する猟銃等保管受託簿の保存に代えることができる。

（保管業務の廃止又は停止の命令）

第九十三条　法第十条の八第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の猟銃等保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

（照会書）

第九十五条　都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

（保管した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還）

第九十七条　［同上］

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十八条　［同上］

一　譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。以下同じ。）が法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に該当することを確認する場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合（ハに掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ　譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行つた日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二　譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して銃砲等又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲等又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

（模造拳銃）

第百二条　法第二十二条の二第一項の模造拳銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施していないものとする。

一　銃腔に相当する部分を金属で完全に閉塞すること。

二　［略］

［2～5　略］

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合（ハに掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ　譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行つた日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二　［同上］

イ　譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

（模造拳銃）

第百二条　法第二十二条の二第一項の模造けん銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施していないものとする。

一　銃腔に相当する部分を金属で完全に閉そくすること。

二　［同上］

［2～5　同上］

（模擬銃器に該当しない物）

第百三条　法第二十二条の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部体、引き金、撃鉄、撃針（回転弾倉式拳銃の撃針に限る。）、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、ブリネル硬さ試験方法（日本産業規格Ｚ二二四三）により測定した硬さがＨＢ（10／500）九十一以下の金属で作られているもので、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

２　［略］

（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）

第百七条　法第二十四条の二第七項の規定により銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）

第百八条　第四十一条の規定は、法第二十四条の二第八項において準用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは、「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。

（仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継）

第百十条　法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲等又は刀剣類引継書によつて行うものとする。

（法第二十五条第五項の期間の延長の承認）

第百十二条　法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

（銃砲等又は刀剣類の提出命令）

第百十三条　法第二十七条第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

（提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付）

第百十四条　第四十一条の規定は、法第二十七条第三項において準用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは、「提出命令書」と読み替えるものとする。

（記録票等）

第百十五条　［1］法第二十八条第一項に規定する記録票には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　銃砲　銃砲の種別、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名

二　クロスボウ　クロスボウである旨、名称、型、番号、全長及び全幅並びに被貸与者の氏名及び職名

２　法第二十八条の規定による銃砲等の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

（模擬銃器に該当しない物）

第百三条　法第二十二条の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部体、引き金、撃鉄、撃針（回転弾倉式けん銃の撃針に限る。）、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、ブリネル硬さ試験方法（日本産業規格Ｚ二二四三）により測定した硬さがＨＢ（10／500）九十一以下の金属で作られているもので、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

２　［同上］

（一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）

第百七条　法第二十四条の二第七項の規定により銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲、刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

第百八条　［同上］

（仮領置した銃砲又は刀剣類の引継）

第百十条　法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲刀剣類引継書によつて行うものとする。

（法第二十五条第五項の期間の延長の承認）

第百十二条　法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

（銃砲又は刀剣類の提出命令）

第百十三条　法第二十七条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

（提出を命じた銃砲又は刀剣類を売却した代金の交付）

第百十四条　［同上］

（記録票等）

第百十五条　［1］法第二十八条第一項に規定する記録票には、銃砲の種別、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名を記載するものとする。

２　法第二十八条の規定による銃砲の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

（台帳の整理）

第百十七条　都道府県公安委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならない。

一　法第三条第一項第十一号から第十五号まで、第二項若しくは第三項、第十条の八第一項、第十条の八の二第一項、第二十一条の三第一項第四号、第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第二項の規定により届出を受けた場合

二　法第五条の三第二項、第五条の三の二第二項、第五条の四第二項、第五条の五第二項、第七条第一項、第九条の五第二項、第九条の十第二項、第九条の十三第二項、第九条の十四第二項又は第九条の十六第一項の規定により講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書又はクロスボウ射撃資格認定証を交付した場合

三　［略］

四　法第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の三の二第一項、第九条の四第一項又は第九条の九第一項の規定により指定射撃場、猟銃等射撃指導員、クロスボウ射撃指導員、教習射撃場又は練習射撃場を指定した場合

別表第一（第十一条関係）

申請書に添え、又は提示する書類 ＼ 許可等を受けようとする者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (1)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (2)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (3)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (4)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ロ　法第四条第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者 (1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	ロ　法第四条第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者 (2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ハ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者 (1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	ハ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者 (2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ニ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 (1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	ニ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 (2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者
申請人の写真２枚							○	○	○	○
住民票の写し							○	○	○	○
講習修了証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合格証明書又は教習修了証明書				○		○			○	○
技能講習修了証明書	○		○				○			
許可証	○	○	○	○	○	○		○		
やむを得ない事情を明らかにした書類			○							
使用実績報告書			○							
経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（台帳の整理）

第百十七条　［同上］

一　法第三条第一項第十一号若しくは第十三号、第二項若しくは第三項、第十条の八第一項、第二十一条の三第一項第四号、第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第二項の規定により届出を受けた場合

二　法第五条の三第二項、第五条の四第二項、第五条の五第二項、第七条第一項、第九条の五第二項、第九条の十第二項、第九条の十三第二項又は第九条の十四第二項の規定により講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証又は年少射撃資格講習修了証明書を交付した場合

三　［同上］

四　法第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項又は第九条の九第一項の規定により指定射撃場、射撃指導員、教習射撃場又は練習射撃場を指定した場合

別表第一（第十一条関係）

申請書に添え、又は提示する書類 ＼ 許可等を受けようとする者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (1)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (2)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (3)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (4)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ロ　法第四条第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者 (1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	ロ　法第四条第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者 (2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ハ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者 (1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	ハ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者 (2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ニ　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可 イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	ニ　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可 ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者
申請人の写真２枚							○	○		○
住民票の写し							○	○		○
講習修了証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合格証明書又は教習修了証明書				○		○				
技能講習修了証明書	○		○				○			
許可証	○	○	○	○	○	○		○		
やむを得ない事情を明らかにした書類			○							
使用実績報告書			○							
経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| | 二　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可 | | |

備考

一　〇印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書及び許可証にあつては、提示するものとする。）書類を示すものとする。

二　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国民能力の習得に関する事項の写しの本籍の記載は、外国人にあつては、住民基本台帳法第四条第一項に規定する本邦における居住関係の公証に資するものとして総務省令で定める事項の記載をいう。）の写しの本籍の記載をいう。

三　項番五の格欄の認定証の写しの交付を受けようとする者は、法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を申請する場合、法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を申請する場合及び法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定を受けようとする場合にあつては法第五条の三の二第二項の講習修了証明書をいい、それ以外の場合にあつては法第五条の三の二第二項の講習修了証明書をいう。

四　項番五の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

五　項番六の技能講習修了証明書をいう。

六　項番七の統制ロ又はボウガンの所持の許可に係る許可証をいう。

七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

二十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

三十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

四十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

五十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

六十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

七十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

八十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

九十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十一　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十二　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十三　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十四　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十五　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十六　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十七　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十八　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因する情事及び当該事情により法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類をいう。

百十九　項番八の経歴書とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同

（裏）

	期間	銃種等	処理結果
猟銃等又はクロスボウ所持歴	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		

	年月	犯歴の内容
犯歴		

銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号に係る病気、同項第４号に係る中毒又は同項第５号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　１　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
２　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
３　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
４　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
５　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
６　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表第二（第八十二条の四関係）

区分	措置
クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合（クロスボウ射撃指導員がいない場合であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所と同一の場所で、当該クロスボウ射撃指導員の承諾を得て射撃をするときを含む。）又は	一　別図に示す範囲の危険区域（当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。

［表を加える。］

（裏）

	期間	銃種	処理結果
猟銃等所持歴	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		

	年月	犯歴の内容
犯歴		

銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号に係る病気、同項第４号に係る中毒又は同項第５号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　１　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
２　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
３　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
４　猟銃等所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃又は空気銃について記載すること。
５　猟銃等所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃の別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
６　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

クロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合	二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢の到達すると認められる場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。
前項に規定する場合以外の場合においてクロスボウで射撃をするとき。	一　別図に示す範囲の危険区域（矢の軌道の全体が堅固な構造を有する射屋によつて覆われており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。 二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。

別表第２の別図

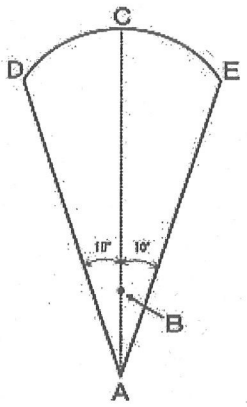

Ａ	射撃をする者の位置
Ｂ	標的の中心
ＡＣ	使用する矢の最大到達距離
弧ＤＥ	Ａを中心とし、ＡＣを半径とする弧
扇形ＡＤＥ	危険区域

別表第三（第百三条関係）

区分	構造等
回転弾倉式拳銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの
自動装填式拳銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と尾筒に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの
	銃身、機関部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機関部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの

銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鋳込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鋳込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの

銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鋳込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの

弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの

玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれ、かつ、撃針に相当する部分が別図七のとおり取り付けられているもの

薬室に相当する部分にインサートが別図二のとおり鋳込まれているもの

銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれているもの

銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

［略］

別表第二（第百四条関係）

区分	構造等
回転弾倉式けん銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの
自動装てん式けん銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と尾筒に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの
	銃身、機関部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機関部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの

銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鋳込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鋳込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの

銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鋳込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの

弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの

がん具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれ、かつ、撃針に相当する部分が別図七のとおり取り付けられているもの

薬室に相当する部分にインサートが別図二のとおり鋳込まれているもの

銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれているもの

銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

がん具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

［同上］

第２号（第５条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第２項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住　所
電話番号
氏　名

届出の種別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）
使用させようとする銃砲又はクロスボウ	所持許可証の番号	
	種類	
	型式	
	番号	
人命救助等に従事する者	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
備考		

別記様式
第１号（第４条関係）

銃砲刀剣類製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第　　号の規定により、　　の
を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住所
氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の種類及び種類別の製造 月間予定　販売　数 製作	
事業開始の予定時期	

備考　１　届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
３　責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
４　第４条第２項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
５　不用の文字は、横線で消すこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第２号（第５条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第２項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住　所
電話番号
氏　名

届出の種別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）
使用させようとする銃砲	所持許可証の番号	
	種類	
	型	
	番号	
人命救助等に従事する者	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
備考		

別記様式
第１号（第４条関係）

銃砲刀剣類製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第　　号の規定により、　　の
を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住所
氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
銃砲刀剣類の種類及び種類別の製造 月間予定　販売　数 製作	
事業開始の予定時期	

備考　１　届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
３　責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
４　第４条第２項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
５　不用の文字は、横線で消すこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第３号（第５条関係）

（表）

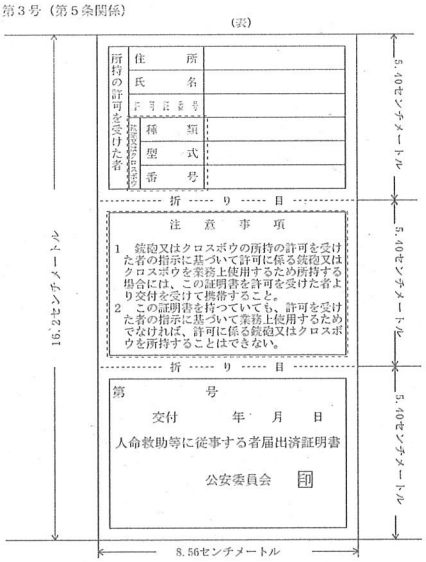

備考　１　届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

２　届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなつた場合においてその者を削除することをいう。

３　クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。

４　届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。

５　第５条第３項の規定により準用する第６条第３項及び第４項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。

６　備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。

７　不用の文字は、横線で消すこと。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第３号（第５条関係）

（表）

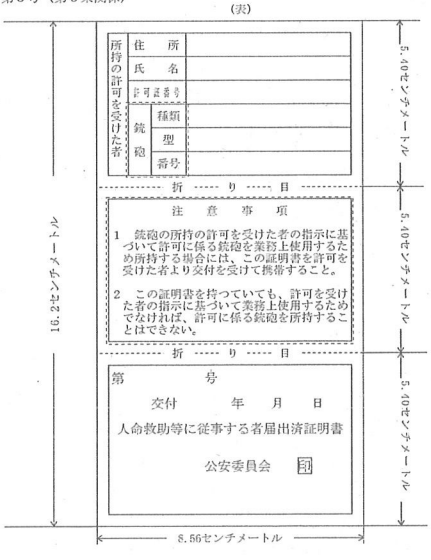

備考　１　届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

２　届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲について既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲を使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなつた場合においてその者を削除することをいう。

［加える。］

３　届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。

４　第５条第３項の規定により準用する第６条第３項及び第４項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。

５　備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。

６　不用の文字は、横線で消すこと。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第４号（第６条関係）

使　用　人　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条　　第　　項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会殿

届出人　住　　所
電話番号
氏　　名

届出の種類	新規　　解雇等　　記載事項変更
事業場の名称、所在地及び電話番号	
所持させようとする銃砲若しくはクロスボウ若しくは刀剣類又は拳銃部品の種類	
使　用　人	別紙のとおり
備　　考	

備考　１　届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
２　第６条第３項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
３　備考欄には、添付する使用人届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
４　不用の文字は、横線で消すこと。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（裏）

人命救助等に従事する者	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		

折　り　目

従事する者	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		

折　り　目

備　考

備考　所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第４号（第６条関係）

使　用　人　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条　　第　　項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会殿

届出人　住　　所
電話番号
氏　　名

届出の種類	新規　　解雇等　　記載事項変更
事業場の名称、所在地及び電話番号	
所持させようとする銃砲刀剣類又は拳銃部品の種類	
使　用　人	別紙のとおり
備　　考	

備考　１　届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
２　第６条第３項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
３　備考欄には、添付する使用人届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
４　不用の文字は、横線で消すこと。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（裏）

人命救助等に従事する者	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		

折　り　目

従事する者	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		
	氏　名		生
	届出人との関係		

折　り　目

備　考

備考　所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第５号（第６条関係）

（表）

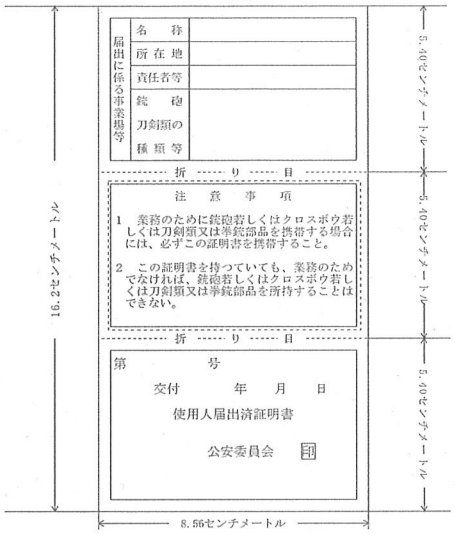

別紙

番号	使用人	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	

第５号（第６条関係）

（表）

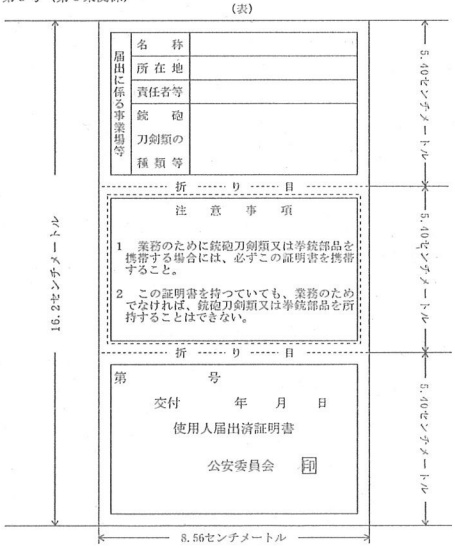

別紙

番号	使用人	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	

第６号（第９条関係）

（表）

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　※申請に係る銃砲欄（別紙）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習会の講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

（裏）

使用人	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	

折り目

使用人	写真 押し出し スタンプ	

折り目

備考	

第６号（第９条関係）

（表）

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　※申請に係る銃砲欄（別紙）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

（裏）

使用人	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	

折り目

使用人	写真 押し出し スタンプ	

折り目

備考	

別紙

（表）

／　件

銃砲	□譲渡等承諾書のとおり			
	種類		銃番号	
	型式		銃の全長	センチメートル
	商品名等		銃身長	センチメートル
	公称口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充塡可能弾数	
	(実測口径)	(　ミリメートル)	適合実(空)包	
	特徴		替え銃身	
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第２号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺 / □漁業 / □建設業
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第４号	□第５号	□第5号の2 / □第８号 / □第９号 / □第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

（裏）

同居人	□　無 □　有（　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の許可申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
３　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

銃砲	□譲渡等承諾書のとおり			
	種類		銃番号	
	型式		銃の全長	センチメートル
	商品名等		銃身長	センチメートル
	公称口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充塡可能弾数	
	(実測口径)	(　ミリメートル)	適合実(空)包	
	特徴		替え銃身	
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第２号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺 / □漁業 / □建設業
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第４号	□第５号	□第5号の2 / □第８号 / □第９号 / □第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所 氏名 電話番号			

（裏）

同居人	□　無 □　有（　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の許可申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
３　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第６号の２（第９条関係）

（表）

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　※申請に係るクロスボウ欄（別記）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の修了証明書				

（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
２　申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用鋼索発射銃、鉱さい硬砕銃等の別を記載すること。
５　型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
６　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
７　公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
８　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
９　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
10　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
11　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
12　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
13　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
14　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を７及び11により記載すること。
15　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［様式を加える。］

（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
２　申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用鋼索発射銃、鉱さい硬砕銃等の別を記載すること。
５　型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
６　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
７　公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
８　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
９　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
10　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
11　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
12　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
13　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
14　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を７及び11により記載すること。
15　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

クロスボウ	□譲渡等承諾書のとおり				
	型　式		クロスボウ番号		
	商品名		クロスボウの全長		センチメートル
	特　徴		クロスボウの全幅		センチメートル
用途	法第４条第１項に規定する用途				
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃	
	第2号の2	□動物麻酔	□漁業		
		□その他の産業の用途（　　）			
	□第３号	□第５号の３	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途				
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり				
	住所				
	氏名				
	電話番号				

（裏）

同居人	□　無 □　有（　　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。

２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。

３　クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。

４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。

５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。

６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第９号（第９条関係）

猟銃等所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定による　　の所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　当該欄に係る記載事項（別紙）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習会の講習修了証明書				
技能講習修了証明書				
同居人	□　無 □　有（　人）			
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の所持許可更新申請者のみ回答） □　法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

（裏）

備考　１　所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。
２　申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にレ印を記入すること。
４　型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
５　特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。
６　クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあつては、当該欄は記載することを要しない。
７　クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。
８　クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。
９　用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第９号（第９条関係）

猟銃等所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定による　　の所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　当該欄に係る記載事項（別紙）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能講習修了証明書				
同居人	□　無 □　有（　人）			
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の所持許可更新申請者のみ回答） □　法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

別紙

件数	更新の申請に係る銃砲	
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　１　申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。
２　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

件数	更新の申請に係る銃砲	
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　１　申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。
２　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　１　申請件数欄は、更新の申請に係るクロスボウについて、別紙に記載すること。
２　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第９号の２（第９条関係）

クロスボウ所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　　月　　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　※申請に係るクロスボウ別紙（別紙）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けているクロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				
同居人	□　無 □　有（　人）			
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

［様式を加える。］

第11号（第９条関係）

練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第２項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習会の講習修了証明書又は推薦書				
技能検定合格証明書				
教習修了証明書				
練習希望銃種		□ライフル銃　□空気拳銃以外の空気銃 □ライフル銃以外の猟銃　□空気拳銃		
欠格事由		□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の認定申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。		
省略した書類		添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）		

別紙

件数	更新の申請に係るクロスボウ	
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第11号（第９条関係）

練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第２項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書又は推薦書				
技能検定合格証明書				
教習修了証明書				
練習希望銃種		□ライフル銃　□空気拳銃以外の空気銃 □ライフル銃以外の猟銃　□空気拳銃		
欠格事由		□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の認定申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。		
省略した書類		添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）		

第11号の２（第９条関係）

クロスボウ射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の16第１項の規定による資格の認定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　認定を受けようとするクロスボウの射撃指導員について、別紙を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ射撃資格認定証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
備考				

備考　１　クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
２　クロスボウ射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　１　猟銃等講習会の講習修了証明書又は推薦書欄には、空気銃に係る申請の場合にあつては法第４条第１項第４号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合にあつては猟銃等講習会の講習修了証明書について記載すること。
２　練習希望銃種欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［様式を加える。］

備考　１　講習修了証明書又は推薦書欄には、空気銃に係る申請の場合にあつては法第４条第１項第４号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合にあつては講習修了証明書について記載すること。
２　練習希望銃種欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

／　件

譲渡等承諾書					
譲受（借受）人	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年　月　日			
譲渡（貸付）物件	銃砲	種類		銃番号	
		型式		銃の全長	センチメートル
		商品名等		銃身長	センチメートル
		公称口径	ミリメートル／インチ	弾倉型式及び装てん可能弾数	
		（実口径）	（　ミリメートル／番）	適合実包	
		特徴		替え銃身	
	クロスボウ	型式		クロスボウ番号	
		商品名		クロスボウの全長	センチメートル
		特徴		クロスボウの全幅	センチメートル
	刀剣類	種類		製作者（銘）	
		刃渡り	センチメートル	特徴	
譲渡（貸付）人が当該銃砲又は刀剣類について受けている所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年　月　日			
	有効期間等	譲渡（貸付）人の生年月日	年の誕生日まで 年　月　日		

上記のとおり譲渡し（貸付け）を承諾します。

年　月　日

譲渡（貸付）人
住所
電話番号
氏名

備考　１　譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第６号及び第６号の２の別紙並びに第７号の備考の例により記載すること。
２　譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなるクロスボウ射撃指導員	
／件	指定番号	第　号　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
／件	指定番号	第　号　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
／件	指定番号	第　号　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
／件	指定番号	第　号　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日

備考　１　申請人を監督することとなる法第４条第１項第５号の３の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員を記載すること。
２　不用の欄は、斜線で消すこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

／　件

譲渡等承諾書					
譲受（借受）人	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年　月　日			
譲渡（貸付）物件	銃砲	種類		銃番号	
		型式		銃の全長	センチメートル
		商品名等		銃身長	センチメートル
		公称口径	ミリメートル／インチ	弾倉型式及び装てん可能弾数	
		（実口径）	（　ミリメートル／番）	適合実包	
		特徴		替え銃身	
	刀剣類	種類		製作者（銘）	
		刃渡り	センチメートル	特徴	
譲渡（貸付）人が当該銃砲又は刀剣類について受けている所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年　月　日			
	有効期間等	譲渡（貸付）人の生年月日	年の誕生日まで 年　月　日		

上記のとおり譲渡し（貸付け）を承諾します。

年　月　日

譲渡（貸付）人
住所
電話番号
氏名

備考　１　譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第６号の別紙及び第７号の備考の例により記載すること。
２　譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第16号（第18条関係）

第　　号		打　刻　命　令　書　控
受命者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	
許可年月日		
許可番号		
銃砲の種別		
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		
確認	年月日	
	打刻の状況	

印　切　取　線　印

第　　号　　打　刻　命　令　書

本　　籍
住　　所
職　　業
生年月日
氏　　名　　殿

年　　月　　日
公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第２項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	許可年月日	
	許可番号	
	銃砲の種別	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第14号（第11条関係）

試験又は研究の実施概要書		
申請人	住　　所	
	氏　　名	
実施場所		
実施目的		
実施場所の構造設備		
実施方法		
実施に際しての危害予防措置		
開始予定年月日		
備　　考		

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の住所欄には、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第16号（第18条関係）

第　　号		打　刻　命　令　書　控
受命者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	
許可年月日		
許可番号		
銃砲の種別		
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		
確認	年月日	
	打刻の状況	

印　切　取　線　印

第　　号　　打　刻　命　令　書

本　　籍
住　　所
職　　業
生年月日
氏　　名　　殿

年　　月　　日
公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第２項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	許可年月日	
	許可番号	
	銃砲の種別	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第14号（第11条関係）

試験又は研究の実施概要書		
申請人	住　　所	
	氏　　名	
実施場所		
実施目的		
実施場所の構造設備		
実施方法		
実施に際しての危害予防措置		
開始予定年月日		
備　　考		

備考１　申請人が法第４条第４項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の住所欄には、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第18号の２（第18条の２関係）

第　　号		表示措置命令書控
受命者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	
許可年月日		
許可番号		
表示番（記）号		
貼付期限		
確認	年　月　日	
	表示の状況	

印……切……取……線……印

第　　号
本籍
住所
職業
生年月日
氏名　　殿

表示措置命令書

年　月　日
公安委員会　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第３項の規定により、次のとおり表示措置を命ずる。

表示クロスボウ	許可年月日	
	許可番号	
表示番（記）号		
措置内容	上記の表示クロスボウの側面に、上記の表示番（記）号が表示されたクロスボウ番号標を、容易に剝がれないように、かつ、見やすいように貼り付けること。	
貼付期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第17号（第18条関係）

第　　号		打刻命令書控
教習射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名　　称	
設置者	住　　所	
	氏　　名	
	生年月日	
猟銃の種別		
銃　番　号		
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		
確認	年　月　日	
	打刻の状況	

印……切……取……線……印

第　　号
教習射撃場
指定番号
指定年月日
名　　称
設置者
住　　所
生年月日
氏　　名　　殿

打刻命令書

年　月　日
公安委員会　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	猟銃の種別	
	銃　番　号	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［様式を加える。］

第17号（第18条関係）

第　　号		打刻命令書控
教習射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名　　称	
設置者	住　　所	
	氏名 生年月日	
猟銃の種別		
銃　番　号		
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		
確認	年　月　日	
	打刻の状況	

印……切……取……線……印

第　　号
教習射撃場
指定番号
指定年月日
名　　称
設置者
住　　所
生年月日
氏　　名　　殿

打刻命令書

年　月　日
公安委員会　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	猟銃の種別	
	銃　番　号	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第20号（第21条関係）

第　　号

講習修了証明書

住所

氏名

年　月　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法　□第５条の３第１項　□第５条の３の２第１項　の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年　月　日
受講場所	
修了した課程	□猟銃等　□クロスボウ

交付　年　月　日

公安委員会　印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して３年を経過していないことが必要である。

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第19号（第20条関係）

講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法　□第５条の３第１項　□第５条の３の２第１項　に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年　月　日

公安委員会殿

申込人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
希望する講習の別		□猟銃等講習会　□クロスボウ講習会
受講希望年月日		年　月　日
受講希望場所		
所持許可の有無		□有（□猟銃　□空気銃　□クロスボウ）　□無

写真　撮影　年　月　日

（この線から下には記載しないこと。）

	受講年月日	受講場所
予定	年　月　日	
実施結果	年　月　日	
考査の結果	合　・　否	

備考　１　猟銃等講習会の申込みを行う場合にあつては第５条の３第１項とある□内に、クロスボウ講習会の申込みを行う場合にあつては第５条の３の２第１項とある□内にレ印を記入すること。
　　２　所持許可の有無欄には、現に法第４条第１項第１号の規定による所持の許可を受けている銃砲等について、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第20号（第21条関係）

第　　号

講習修了証明書

住所

氏名

年　月　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第１項の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年　月　日
受講場所	

交付　年　月　日

公安委員会　印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して３年を経過していないことが必要である。

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第19号（第20条関係）

猟銃等講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第１項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年　月　日

公安委員会殿

申込人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
受講希望年月日		年　月　日
受講希望場所		
所持許可の有無		□有（□猟銃　□空気銃）　□無

写真　撮影　年　月　日

（この線から下には記載しないこと。）

	受講年月日	受講場所
予定	年　月　日	
実施結果	年　月　日	
考査の結果	合　・　否	

備考　［加える。］
　　１　所持許可の有無欄には、現に法第４条第１項第１号の規定による所持の許可を受けている銃砲について、該当する□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第22号（第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の３関係）

講習修了証明書等再交付申請書
の再交付を次のとおり申請します。
年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
申請の理由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
	受講等場所	
	銃種	

備考　１　講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
２　教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
３　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
４　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第21号（第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の３関係）

講習修了証明書等書換申請書
の書換えを次のとおり申請します。
年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
変更した事項	新 本籍		
	新 住所		
	新 氏名		
	旧 本籍		
	旧 住所		
	旧 氏名		
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会	
	交付年月日	年　月　日	
	受講等場所		
	銃種		

備考　１　教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
２　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第22号（第22条第２項、第25条第２項、第29条第２項、第56条第２項、第70条第２項、第82条第２項関係）

講習修了証明書等再交付申請書
の再交付を次のとおり申請します。
年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
申請の理由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
	受講等場所	
	銃種	

備考　１　講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
２　教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
３　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
４　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第21号（第22条第１項、第25条第１項、第29条第１項、第56条第１項、第70条第１項、第82条第１項関係）

講習修了証明書等書換申請書
の書換えを次のとおり申請します。
年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
変更した事項	新 本籍		
	新 住所		
	新 氏名		
	旧 本籍		
	旧 住所		
	旧 氏名		
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会	
	交付年月日	年　月　日	
	受講等場所		
	銃種		

備考　１　教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
２　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第29号の２（第31条関係）

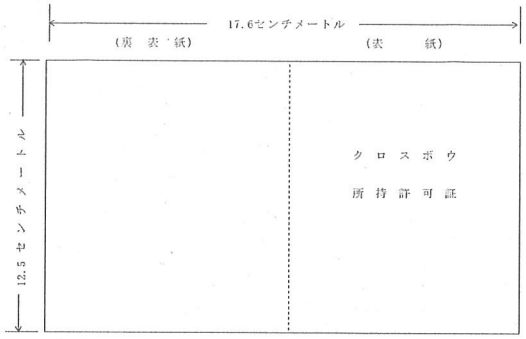

第28号（第30条関係）

許　可　期　間　延　長　申　請　書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD

年　月　日
Date: Year Month Day

公安委員会　殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第２項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.

1．申請人 Applicant
国　　籍 Nationality/Region

住　　所 Address in Japan

氏　　名 Name

生年月日 Date of birth　　年　月　日 Year Month Day

電話番号 Telephone no.　　携帯電話番号 Mobile phone no.

2．許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.

3．許可の期間
The authorized period
から　　まで
since　　to

4．所持している銃砲等又は刀剣類の種類
Type of firearms/crossbows/swords

5．所持している銃砲等又は刀剣類の特徴
Feature of firearms/crossbows/swords

6．許可の延長の期間
Extended authorized period
から　　まで
since　　to

7．許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorized period

8．在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

「様式を加える。」

第28号（第30条関係）

許　可　期　間　延　長　申　請　書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZATION PERIOD

年　月　日
Date: Year Month Day

公安委員会　殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第２項の規定による銃砲刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorization period.

1. 申請人 Applicant
国　　籍 Nationality/Region

住　　所 Address in Japan

氏　　名 Name

生年月日 Date of birth　　年　月　日 Year Month Day

電話番号 Telephone no.　　携帯電話番号 Mobile phone no.

2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a license card, and the number of the license card.

3. 許可の期間
The period of the authorization
から　　まで
since　　to

4. 所持している銃砲刀剣類の種類
Type of firearms/swords

5. 所持している銃砲刀剣類の特徴
Feature of firearms/swords

6. 許可の延長の期間
Extended authorization period
から　　まで
since　　to

7. 許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorization period

8. 在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

（２面）

許可証番号　第　　号
原交付　　年　月　日
交　付　　年　月　日

本　籍		
住　所		
氏　名		写　真
生年月日	年　月　日	押し出しスタンプ

公安委員会　㊞

（１面）

注　意　事　項

1　クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（４面、６面、８面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面）

更新	年月日	年　月　日　国
	許可番号	第　　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

（３面、５面、７面、９面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日		
原許可番号	第　　号		
許可年月日	年　月　日　国		
許可番号	第　　号		
確認	年　月　日　国		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間		
型式		クロス対照号	
商品名		クロスボウの全長	センチメートル
特徴		クロスボウの全幅	センチメートル
用途			

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検　査　者　印	特記事項

備考　１　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。

４　２面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。

５　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

６　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

（27面）

（記載事項変更欄）

届出年月日	変　更　事　項	公安委員会印

（１面）

第　　号

交付　　年　月　日

（原交付　　年　月　日）

公安委員会　　印

確　認		年　月　日　印
許可の有効期間		年　月　日まで
所持者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	年　月　日

（２面）

第30号の２（第31条関係）

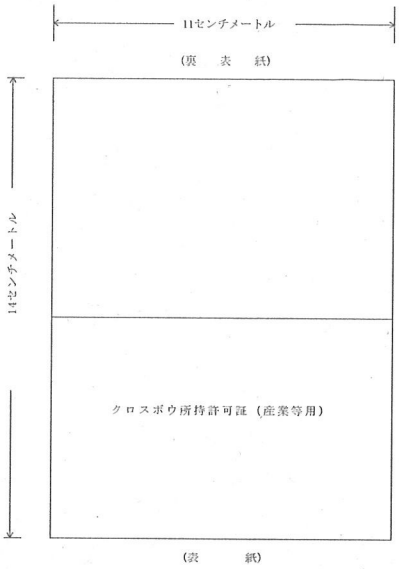

（裏　表　紙）

（表　　紙）

［様式を加える。］

（5面）

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

（6面）

（3面）

型式		クロスボウ番号	
商品名		クロスボウの全長	センチメートル
特徴		クロスボウの全幅	センチメートル

法第4条第1項に規定する用途			
記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印
備考			

（4面）

第32号の２（第31条関係）

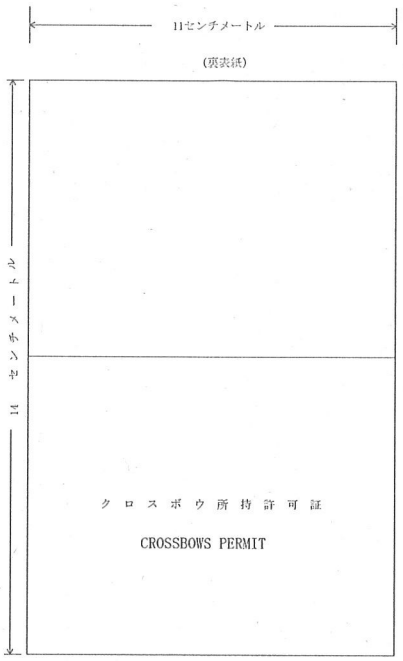

（７面）

注　意　事　項

１　クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

２　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

３　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

４　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること。

４　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

５　許可の有効期間欄は、法第４条第１項第８号及び第９号の許可に係るクロスボウについて記載すること。

６　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。

７　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

［様式を加える。］

（３面）

クロスボウ Crossbow		
	番号 Ser.No.	
	全長・全幅 Length and Width	
	用途 Use	

CAUTION

1　You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.

2　You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.

3　When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.

4　When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

（４面）

（１面）

第　　号
Permit No.

交　付　　年　月　日
Date of Delivery　Year　Month　Day

許可の期間　　年　月　日
Authorized Period　Year　Month　Day

公安委員会　印
Public Safety Commission

所持者 Possessor		
	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年　月　日 Year　Month　Day
	備考 Note	

（２面）

第34号（第32条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな			電話番号
	氏名			
	許可証番号	第　　号		
変更した事項	人定事項			
	旧	本籍		
		住所		
		氏名		
	新	本籍		
		住所		
		氏名		
	銃砲等又は刀剣類関係　（許可番号：第　　号）			
	旧	□銃砲		
		□クロスボウ		
	新	□刀剣類		

備考　１　申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の電話番号欄にはその者の勤務する法人の電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。
２　変更した事項のうち銃砲等又は刀剣類関係欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
２　用紙は、洋紙とすること。
３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、４面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

第34号（第32条関係）

銃砲刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな			電話番号
	氏名			
	許可証番号	第　　号		
変更した事項	人定事項			
	旧	本籍		
		住所		
		氏名		
	新	本籍		
		住所		
		氏名		
	銃砲刀剣類関係　（許可番号：第　　号）			
	旧	□銃砲		
	新	□刀剣類		

備考　１　申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の電話番号欄にはその者の勤務する法人の電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。
２　変更した事項のうち銃砲刀剣類関係欄には、該当するものの□内にレ点を記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第36号（第36条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定により、を次のとおり返納します。

年　月　日

公安委員会殿

届出人	所持許可者等との関係	□本人　□その他（　）
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
返納する許可証等	許可証等の種別	□許可証（法第８条第２項） □教習資格認定証（法第９条の５第３項） □練習資格認定証（法第９条の10第３項） □年少資格認定証（法第９条の15第２項） □クロスボウ射撃資格認定証（法第９条の16第２項）
	許可証等の番号	第　号　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
返納の理由		
銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況		

備考　１　法第９条の５第３項（法第９条の10第３項及び第９条の16第２項において準用する場合を含む。）又は法第９条の15第２項において準用する法第８条第２項の規定により届出を行う者にあっては、銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況欄の記載を要しない。
２　所持許可者等との関係欄には、該当するものの□内にレ印を記入するとともに、その他の場合には（　）内に具体的な関係を記載すること。
３　許可証等の種別欄には、返納する許可証等の□内にレ印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第35号（第33条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の　□亡失　□盗難　□滅失　について届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日（　歳）
	電話番号	
申請の理由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
所持許可証	許可証の種別	□猟銃・空気銃所持許可証（様式第29号） □クロスボウ所持許可証（様式第29号の２） □銃砲所持許可証（様式第30号） □クロスボウ所持許可証（産業等用）（様式第30号の２） □刀剣類所持許可証（様式第31号） □銃砲所持許可証（FIREARMS PERMIT）（様式第32号） □クロスボウ所持許可証（CROSSBOWS PERMIT）（様式第32号の２） □刀剣類所持許可証（SWORDS PERMIT）（様式第33号）
	許可証番号	第　号
	交付年月日	年　月　日
	交付公安委員会	公安委員会

備考　１　亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する□内にレ印を記入すること。
２　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第36号（第36条関係）

銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定により、を次のとおり返納します。

年　月　日

公安委員会殿

届出人	許可所持者との関係	□本人　□その他（　）
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
返納する許可証等	許可証等の種別	□許可証（法第８条第２項） □教習資格認定証（法第９条の５第３項） □練習資格認定証（法第９条の10第３項） □年少資格認定証（法第９条の15第２項）
	許可証等の番号	第　号　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
返納の理由		
銃砲又は刀剣類の種類及び処分状況		

備考　１　法第９条の５第３項（法第９条の10第３項において準用する場合を含む。）又は法第９条の15第２項において準用する法第８条第２項の規定により届出を行う者にあっては、銃砲又は刀剣類の種類及び処分状況欄の記載を要しない。
２　許可所持者との関係欄には、該当するものの□内にレ印を記入するとともに、その他の場合には（　）内に具体的な関係を記載すること。
３　許可証等の種別欄には、返納する許可証等の□内にレ印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第35号（第33条関係）

銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の　□亡失　□盗難　□滅失　について届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日（　歳）
	電話番号	
申請の理由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
所持許可証	許可証の種別	□猟銃・空気銃所持許可証（様式第29号） □銃砲所持許可証（様式第30号） □刀剣類所持許可証（様式第31号） □銃砲所持許可証（FIREARMS PERMIT）（様式第32号） □刀剣類所持許可証（SWORDS PERMIT）（様式第33号）
	許可証番号	第　号
	交付年月日	年　月　日
	交付公安委員会	公安委員会

備考　１　亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する□内にレ印を記入すること。
２　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第38号（第38条関係）

第　　号　　仮　領　置　書　控		
提出者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	
適用法条		
仮領置物件の種類及び特徴		
執行年月日		
執行者の所属、階級及び氏名		
処理結果		

印 ---------- 切 ------ 取 ------ 線 ---------- 印

第　　号

仮　領　置　書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会（法第25条第１項の規定による仮領置にあつては、警察署長）㊞

執行者の所属、階級及び氏名　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第　条第　項の規定により、下記の物件を仮領置する。

提出者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	
仮領置物件の種類及び特徴		
注意事項	1　仮領置した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。 2　法第25条第１項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。 3　法第８条第７項、第８条の２第２項、第９条の８第３項、第９条の12第２項、第11条第７項及び第８項並びに第11条の２第１項から第３項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第37号（第37条関係）

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第８条第３項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
許可証	許可証等の番号	第　　号	
	交付年月日等	年　月　日　公安委員会	
抹消に係る許可	許可番号	第　　号	
	許可年月日	年　月　日	
	許可者	公安委員会	
	銃種等	□猟銃　□空気銃　□クロスボウ	
抹消を受ける理由			
猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの処分状況			

備考　１　銃種等欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第38号（第38条関係）

第　　号　　仮　領　置　書　控		
提出者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業 氏　　名 生年月日	
適用法条		
仮領置物件の種類及び特徴		
執行年月日 執行者の所属、階級及び氏名		
処理結果		

印 ---------- 切 ------ 取 ------ 線 ---------- 印

第　　号

仮　領　置　書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会（法第25条第１項の規定による仮領置にあつては、警察署長）㊞

執行者の所属、階級及び氏名　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第　条第　項の規定により、下記の物件を仮領置する。

提出者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業 氏　　名 生年月日	
仮領置物件の種類及び特徴		
注意事項	1　仮領置した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。 2　法第25条第１項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。 3　法第８条第７項、第８条の２第２項、第９条の８第３項、第９条の12第２項、第11条第７項及び第８項並びに第11条の２第１項から第３項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第37号（第37条関係）

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第８条第３項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を以下のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
許可証	許可証等の番号	第　　号	
	交付年月日等	年　月　日　公安委員会	
抹消に係る許可	許可番号	第　　号	
	許可年月日	年　月　日	
	許可者	公安委員会	
	銃の種類	□猟銃　□空気銃	
抹消を受ける理由			
銃の処分状況			

備考　１　銃の種類欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第41号（第43条関係）

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第９条の３第１項 □第９条の３の２第１項 の規定により、 □猟銃等射撃指導員 □クロスボウ射撃指導員 の指定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
射撃指導の種別		□ライフル射撃 □ライフル銃以外の猟銃射撃 □空気銃射撃 □クロスボウ射撃
現に交付を受けている許可証	許可証番号	号
	交付年月日	年　月　日
	交付者	公安委員会
備考		

備考　１　猟銃等射撃指導員に係る申請をする場合にあつては第９条の３第１項とある□及び猟銃等射撃指導員とある□内に、クロスボウ射撃指導員に係る申請をする場合にあつては第９条の３の２第１項とある□及びクロスボウ射撃指導員とある□内にレ印を記入すること。
２　射撃指導の種別欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第39号（第39条関係）

銃砲等又は刀剣類返還申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定による の返還を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会 〔法第25条第４項の規定による申請の場合にあつては、警察署長〕 殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
仮領置をされた者	□申請人に同じ	
	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	
返還を申請する物件	仮領置年月日	年　月　日
	仮領置番号	
	仮領置書交付者	
	種類及び特徴	
申請の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第41号（第43条関係）

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項の規定により、射撃指導員の指定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
射撃指導の種別		□ライフル射撃 □ライフル銃以外の猟銃射撃 □空気銃射撃
現に交付を受けている許可証	許可証番号	号
	交付年月日	年　月　日
	交付者	公安委員会
備考		

備考　〔加える。〕
１　射撃指導の種別欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第39号（第39条関係）

銃砲刀剣類返還申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定による の返還を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会 〔法第25条第４項の規定による申請の場合にあつては、警察署長〕 殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
仮領置をされた者	□申請人に同じ	
	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	
返還を申請する物件	仮領置年月日	年　月　日
	仮領置番号	
	仮領置書交付者	
	種類及び特徴	
申請の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第43号（第45条関係）

射撃指導員指定解除通知書

銃砲刀剣類所持等取締法　□第９条の３第２項
□第９条の３の２第２項　の規定により、

下記の者の　□猟銃等射撃指導員
□クロスボウ射撃指導員　の指定を解除する。

年　　月　　日

公安委員会　　㊞

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
解除年月日	
解除の理由	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第42号（第44条関係）

射撃指導員指定書

銃砲刀剣類所持等取締法　□第９条の３第１項
□第９条の３の２第１項　の規定により、

下記の者を　□猟銃等射撃指導員
□クロスボウ射撃指導員　として指定する。

年　　月　　日

公安委員会　　㊞

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
指定年月日	
射撃指導の種別	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第43号（第45条関係）

射撃指導員指定解除通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第２項の規定により、下記の者の射撃指導員の指定を解除する。

年　　月　　日

公安委員会　　㊞

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
解除年月日	
解除の理由	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第42号（第44条関係）

射撃指導員指定書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項の規定により、下記の者を射撃指導員として指定する。

年　　月　　日

公安委員会　　㊞

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
指定年月日	
射撃指導の種別	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第61号（第69条関係）

第　　号

練習資格認定証

写真（ヨコ長し スタンプ）	本籍 住所 氏名 年　月　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第１項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	

関係証明書	交付年月日	番号	交付者
猟銃等講習会の講習修了証明書又は推薦書			
技能検定合格証明書又は教習修了証明書			

年　月　日

公安委員会　印

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第44号（第46条関係）

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
	指定番号		
変更した事項	□住所 □氏名 □射撃指導の種別 □その他（　）	旧	
		新	
現に交付を受けている許可証	許可証番号		
	交付年月日		
	交付者		

備考　１　変更した事項欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第61号（第69条関係）

第　　号

練習資格認定証

写真（ヨコ長し スタンプ）	本籍 住所 氏名 年　月　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第１項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	

関係証明書	交付年月日	番号	交付者
講習修了証明書又は推薦書			
技能検定合格証明書又は教習修了証明書			

年　月　日

公安委員会　印

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第44号（第46条関係）

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
変更した事項	□住所 □氏名 □射撃指導の種別 □その他（　）	旧	
		新	
現に交付を受けている許可証	許可証番号		
	交付年月日		
	交付者		

備考　１　変更した事項欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなる猟銃等射撃指導員	
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃

備考　１　申請人を監督することとなる法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員を記載すること。
２　不用の欄は、斜線で消すこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第64号（第75条関係）

年少射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第１項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	電話番号	
申請件数		件　猟銃等射撃指導員について、別紙を作成すること。
関係証明書等	交付年月日	番号　　交付者
猟銃・空気銃所持許可証		
年少射撃資格認定証		
年少射撃資格講習修了証明書		
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
備考		

備考　１　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
２　年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなる射撃指導員	
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃

備考　１　申請人を監督することとなる法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた射撃指導員を記載すること。
２　不用の欄は、斜線で消すこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第64号（第75条関係）

年少射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第１項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	電話番号	
申請件数		件　猟銃等射撃指導員について、別紙を作成すること。
関係証明書等	交付年月日	番号　　交付者
猟銃・空気銃所持許可証		
年少射撃資格認定証		
年少射撃資格講習修了証明書		
欠格事由	□　法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれの事由にも該当しない者であることを誓約します。	
備考		

備考　１　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
２　年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
３　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（裏）



第65号（第77条関係）

（表）



（裏）

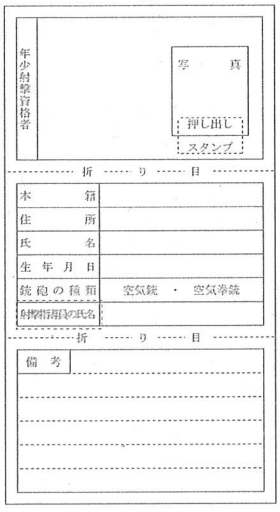

第65号（第77条関係）

（表）

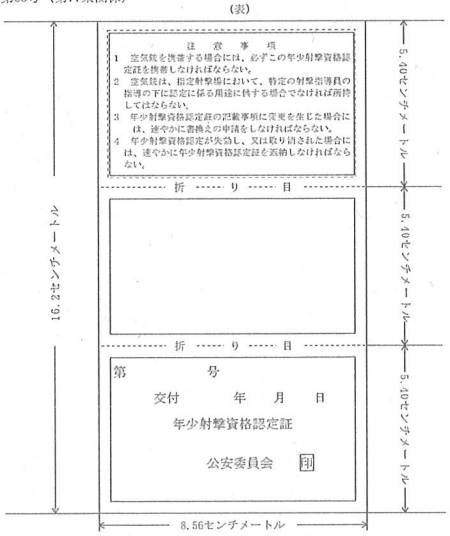

第70号（第90条関係）

保　管　業　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法□第10条の８第１項 □第10条の８の２第１項 の規定により、□猟銃等 □クロスボウ の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会　　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年　　月　　日

備考　１　猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の８第１項とある□及び猟銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の８の２第１項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。

２　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

３　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第69号の２（第82条の２関係）

第　　号

クロスボウ射撃資格認定証

写　真 （縦３cm、横２cm） 貼り出し スタンプ	本籍 住所 氏名 年　　月　　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第９条の16第１項に定めるクロスボウの射撃の練習を行う資格があることを認定する。

クロスボウ射撃指導員の氏名	

関係証明書	交付年月日	番　　号	交　付　者
クロスボウ講習会の講習修了証明書			

年　　月　　日

公安委員会　　印

備考　１　用紙は、洋紙とすること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［様式を加える。］

第70号（第90条関係）

猟銃等保管業届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の８第１項の規定により、猟銃等の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会　　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
猟銃等を保管する場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年　　月　　日

備考　［加える。］

１　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第71号（第90条関係）

保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法　□第10条の８第４項 / □第10条の８の２第４項 の規定により、□猟銃等の / □クロスボウ の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	

備考　1　猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の８第４項とある□及び猟銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の８の２第４項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。
2　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
3　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第72号（第91条、第91条の２関係）

保管受託簿

区分	保管の委託を受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	猟銃等	許可番号	猟銃等又はクロスボウ番号	委託理由	返還予定	返還年月日	備考
	年　月　日	（　歳）	ライフル銃 / ライフル銃以外の猟銃 / 空気銃 / クロスボウ				・　・	・　・	
	年　月　日	（　歳）	ライフル銃 / ライフル銃以外の猟銃 / 空気銃 / クロスボウ				・　・	・　・	
	年　月　日	（　歳）	ライフル銃 / ライフル銃以外の猟銃 / 空気銃 / クロスボウ				・　・	・　・	

備考　1　猟銃等欄は、該当文字を○で囲むこと。
2　返還年月日欄は、許可日を記入すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第71号（第90条関係）

猟銃等保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の８第４項の規定により、猟銃等の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	

備考　［加える。］

1　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第72号（第91条関係）

猟銃等保管受託簿

区分	保管の委託を受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	猟銃の種類	許可番号	銃番号	委託理由	返還予定	返還年月日	備考
	年　月　日	（　歳）	ライフル銃 / ライフル銃以外の猟銃 / 空気銃				・　・	・　・	
	年　月　日	（　歳）	ライフル銃 / ライフル銃以外の猟銃 / 空気銃				・　・	・　・	
	年　月　日	（　歳）	ライフル銃 / ライフル銃以外の猟銃 / 空気銃				・　・	・　・	

備考　1　猟銃の種類欄は、該当文字を○で囲むこと。
2　返還年月日欄は、許可年月日を記入すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第74号（第94条関係）

（表）

使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年　　月　　日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

第73号（第93条関係）

第　　号

保管業務廃止等命令書

年　月　日

殿

公安委員会　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法　第10条の８第３項 / 第10条の８の２第３項　の規定により、以下のとおり 猟銃等 / クロスボウ　の保管の業務を 廃止 / 停止　することを命ずる。

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
業務の廃止又は停止を命ずる理由		

備考　１　不用の文字は、横線で消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第74号（第94条関係）

（表）

使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年　　月　　日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

第73号（第93条関係）

第　　号

猟銃等保管業務廃止等命令書

年　月　日

殿

公安委員会　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の８第３項の規定により、以下のとおり猟銃等の保管の業務を 廃止 / 停止　することを命ずる。

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
業務の廃止又は停止を命ずる理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　不用の文字は、横線で消すこと。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　㊞

銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱所属の所在地】〒 【担当者氏名】　（電話　　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（裏）

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

備考　１　直前３年間の使用実績がある場合は、直前３年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
　　なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
２　備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第75号（第95条関係）

銃砲刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　㊞

銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱所属の所在地】〒 【担当者氏名】　（電話　　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（裏）

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

備考　１　直前３年間の使用実績がある場合は、直前３年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
　　なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
２　備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第80号（第105条関係）

銃砲刀剣類等一時保管書

提出年月日		
提出場所		
提出者	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	

一時保管物件

銃砲	種類		番号	
	型式		特徴	
クロスボウ	型式		番号	
	全長・全幅		特徴	
刀剣類	種類		特徴	
	刃渡り			
準空気銃	型式		特徴	
	商品名			
刀剣類の刃物以外の刃物	種類		特徴	
備考				

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の２第２項の規定に基づき、上記物件を一時保管する。

年　月　日

提出者　　殿

所属

階級　　氏名　　㊞

注意事項	一時保管した銃砲刀剣類等の返還は、この一時保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

備考　一時保管物件欄中の該当欄以外の欄には、斜線を引くこと。

第76号（第96条関係）

第　号　　保管書控

提出者	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	
適用法条		
保管物件の種類及び特徴		
執行年月日		
執行者の所属、階級及び氏名		
処理結果		

印 ---- 切 --- 取 --- 線 ---- 印

第　号

保管書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会　㊞

執行者の所属、階級及び氏名　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第13条の３第　項の規定により、下記の物件を保管する。

提出者	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	
保管物件の種類及び特徴		
注意事項	保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準銃部品の返還は、この保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第80号（第105条関係）

銃砲刀剣類等一時保管書

提出年月日		
提出場所		
提出者	住所	
	職業 氏名 生年月日	

一時保管物件

銃砲	種類		番号	
	型式		特徴	
刀剣類	種類		特徴	
	刃渡り			
準空気銃	型式		特徴	
	商品名			
刀剣類の刃物以外の刃物	種類		特徴	
備考				

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の２第２項の規定に基づき、上記物件を一時保管する。

年　月　日

提出者　　殿

所属

階級　　氏名　　㊞

注意事項	一時保管した銃砲刀剣類等の返還は、この一時保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

備考　一時保管物件欄中の該当欄以外の欄には、斜線を引くこと。

第76号（第96条関係）

第　号　　保管書控

提出者	本籍	
	住所	
	職業 氏名 生年月日	
適用法条		
保管物件の種類及び特徴		
執行年月日 執行者の所属、階級及び氏名		
処理結果		

印 ---- 切 --- 取 --- 線 ---- 印

第　号

保管書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会　㊞

執行者の所属、階級及び氏名　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第13条の３第　項の規定により、下記の物件を保管する。

提出者	本籍	
	住所	
	職業 氏名 生年月日	
保管物件の種類及び特徴		
注意事項	保管した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第82号（第110条関係）

仮領置銃砲等又は刀剣類引継書

年　月　日

警察署長殿

警察署長　印

銃砲刀剣類所持等取締法第25条第２項の規定により、下記物件を引き継ぐ。

申出人	本籍	
	住所	
	出国港の所在地又は積出地における連絡先	
	職業	
	氏名	
	生年月日	

引継物件

銃砲	種類		刀剣類	種類	
	特徴			特徴	
	数量			数量	
クロスボウ	型式				
	特徴				
	数量				
引継理由					
参考事項					

上記のとおり引継ぎを受けた。
年　月　日
警察署長　印

備考　１　この引継書は、正副二通を作成し、正本は引継ぎを受けた者において、副本は引継ぎをした者において保管すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第81号（第105条関係）

一時保管銃砲刀剣類等引継書

提出年月日		
提出場所		
提出者	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	

一時保管物件

銃砲	種類		番号	
	型式		特徴	
クロスボウ	型式		番号	
	全長・全幅		特徴	
刀剣類	種類		特徴	
	刃渡り			
準空気銃	型式		特徴	
	商品名			
刀剣類以外の刃物	種類		特徴	
備考				

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の２第５項の規定に基づき、上記物件を引き継ぐ。
年　月　日
警察署長　殿
所属
階級　氏名　㊞

備考　許可又は登録に係る銃砲等又は刀剣類については、備考欄に、当該許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

第82号（第110条関係）

仮領置銃砲刀剣類引継書

年　月　日

警察署長殿

警察署長　印

銃砲刀剣類所持等取締法第25条第２項の規定により、下記物件を引き継ぐ。

申出人	本籍	
	住所	
	出国港の所在地又は積出地における連絡先	
	職業 氏名 生年月日	

引継物件

銃砲	種類		刀剣類	種類	
	特徴			特徴	
	数量			数量	
引継理由					
参考事項					

上記のとおり引継ぎを受けた。
年　月　日
警察署長　印

備考　１　この引継書は、正副二通を作成し、正本は引継ぎを受けた者において、副本は引継ぎをした者において保管すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第81号（第105条関係）

一時保管銃砲刀剣類等引継書

提出年月日		
提出場所		
提出者	住所	
	職業 氏名 生年月日	

一時保管物件

銃砲	種類		番号	
	型式		特徴	
刀剣類	種類		特徴	
	刃渡り			
準空気銃	型式		特徴	
	商品名			
刀剣類以外の刃物	種類		特徴	
備考				

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の２第５項の規定に基づき、上記物件を引き継ぐ。
年　月　日
警察署長殿
所属
階級　氏名　㊞

備考　許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類については、備考欄に、当該許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年三月十五日。第四条において「施行日」という。）から施行する。

（仮領置に関する経過措置）

第二条　改正法附則第二条第三項において準用する改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第三十八条の規定を準用する。

第三条　改正法附則第三条第五項において読み替えて準用する新法第十一条第十項の内閣府令で定める手続については、新府令第四十条の規定を準用する。

（クロスボウ射撃指導員の基準に関する経過措置）

第四条　施行日から起算して二年を経過する日までの間に新法第九条の三の二第一項の指定の申請をした者について新府令第四十二条の二の規定を適用する場合においては、同条第三号に掲げる基準については、同号の規定にかかわらず、クロスボウを二年以上継続して所持しており、かつ、新法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者であることとする。

（クロスボウの保管の設備及び方法の基準に関する経過措置）

第五条　改正法附則第二条第三項において準用する新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

第六条　改正法附則第三条第一項の規定により新法第四条の許可を受けたものとみなされる特定クロスボウ所持者が所持する特定クロスボウの保管に係る新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、新府令第八十三条の二の規定にかかわらず、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

（確認又は許可証の提示の方法に関する経過措置）

第七条　改正法附則第二条第三項において読み替えて準用する新法第二十一条の二第二項の内閣府令で定める方法については、新府令第九十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当」とあるのは「若しくは第十四号又は特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者に該当」と、同号イ中「法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類等」という。）」とあるのは「特定クロスボウ」と、「銃砲等若しくは刀剣類」とあるのは「クロスボウ」と、「教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書」とあるのは「銃砲刀剣類製造等届出書又は当該譲受人等が特定クロスボウの輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者であることを証明する書類」と、「特定銃砲刀剣類等を」とあるのは「特定クロスボウを」と、同号ロ中「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同号ハ中「三年を経過する日前」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日から起算して六月を経過する日までの間」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同条第二号中「銃砲等又は刀剣類」とあるのは「特定クロスボウ」と読み替えるものとする。

（様式に関する経過措置）

第八条　この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面については、新府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第87号（第115条関係）

整理番号	種別	名称	型	番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

備考　1　種別欄には、銃砲に係る事項を記載する場合にあつては準銃、空気準銃、ライフル銃、散弾銃等の別を記載し、クロスボウに係る事項を記載する場合にあつてはクロスボウと記載すること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第87号（第115条関係）

整理番号	種別	名称	型	銃番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

改正後	改正前
（届出及び申請の手続） 第一条　［略］ ２　前項に規定する届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。 （矢の運動エネルギーの値の測定の方法） 第三条の二　法第三条第一項の内閣府令で定める矢の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。 一　水平方向に発射された矢がその軌道の上におけるクロスボウに装填されたときの当該矢の先端から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値 二　矢の質量の測定値 （人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値） 第三条の三　矢の運動エネルギーにつき法第三条第一項の内閣府令で定める値は、六・〇とする。 （捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続） 第四条　法第三条第一項第十一号から第十五号までの規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会	（届出及び申請の手続） 第一条　［同上］ ２　前項に掲げる届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。 ［条を加える。］ ［条を加える。］ （捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続） 第四条　法第三条第一項第十一号又は第十三号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提

に提出するものとする。

［2～4　略］

（人命救助等に従事する者の届出の手続）

第五条　法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号又は第二号の二の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

［2・3　略］

（拳銃実包）

第七条　法第三条の三第一項の拳銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二　略］

（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場）

第八条　法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。

一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（拳銃を用いて射撃を行うものに限る。）

二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等（法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ　法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者

出するものとする。

［2～4　同上］

（人命救助等に従事する者の届出の手続）

第五条　法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

［2・3　同上］

（けん銃実包）

第七条　法第三条の三第一項のけん銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二　同上］

（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場）

第八条　法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。

一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（けん銃を用いて射撃を行うものに限る。）

二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るけん銃等（法第三条の四のけん銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ　法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者

ロ　試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ　法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係る拳銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九条　法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一　［略］

一の二　法第四条の二第一項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりクロスボウの所持の許可を受けようとする者　別記様式第六号の二のクロスボウ所持許可申請書

［二～四　略］

四の二　法第七条の三第三項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者　別記様式第九号の二のクロスボウ所持許可更新申請書

［五・六　略］

ロ　試験又は研究のためけん銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ　法第四条第一項第三号の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係るけん銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九条　法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

［号を加える。］

［五・六　同上］

七　法第九条の十六第二項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウ射撃資格（法第九条の十六第一項前段に規定する資格をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする者　別記様式第十一号の二のクロスボウ射撃資格認定申請書

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条　法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

［一・二　略］

［2・3　略］

（申請書の添付書類）

第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

［号を加える。］

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条　法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（申請書の添付書類）

第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二　法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

三　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四　前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

［五～十　略］

十一　法第四条第一項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者

二　法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

三　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四　前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

［五～十　同上］

十一　法第四条第一項第四号又は第五号の二に掲げる者については、

については、前条第一項に規定する医師の診断書

［十二・十三　略］

十四　法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五　法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六　［略］

十七　法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の同意書

2　同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

3　第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類

前条第一項に掲げる医師の診断書

［十二・十三　同上］

十四　法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五　法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六　［同上］

［号を加える。］

2　同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第四号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

3　［同上］

ずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による猟銃若しくは空気銃の許可若しくは法第七条の三第一項の規定による猟銃若しくは空気銃の許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

一の二　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定によるクロスボウの許可若しくは法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第二項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定に係る申請書を提出する場合

［二・三　略］

四　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

4　法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　法第四条第一項第一号の規定による猟銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可若しくは法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

［号を加える。］

［二・三　同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

一　第八十二条の二に規定するクロスボウ射撃資格認定証（現にクロスボウ射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

二　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条　［略］

2　次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一　法第四条の規定による許可を受けようとする者　当該許可に係る銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後

二　［略］

（確認の手続）

第十七条　法第四条の四第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類を当該許可証と共に住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条　［同上］

2　次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一　法第四条の規定による許可を受けようとする者　当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後

二　［同上］

（確認の手続）

第十七条　法第四条の四第一項の規定により銃砲又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲又は刀剣類を当該許可証とともに住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

2　法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲等の提出に代えることができる。

一　携帯が著しく困難な銃砲等　当該銃砲等の写真

二　［略］

（表示措置命令）

第十八条の二　法第四条の四第三項に規定する法第四条第一項第一号の規定による許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものは、都道府県公安委員会が当該クロスボウごとに付した番号又は記号を表示した標示物（以下この条において「クロスボウ番号標」という。）を、当該クロスボウの側面に容易に剝がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとする。

2　法第四条の四第三項の規定により同項に規定する措置を執ることを命ずる場合においては、別記様式第十八号の二の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付して行うものとする。

3　前項の規定によるクロスボウ番号標の交付を受けた者は、当該クロスボウ番号標を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合においては、速やかにその旨を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

（講習の受講の申込み）

第二十条　法第五条の三第一項又は第五条の三の二第一項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の講習受講申込書に当該

2　法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲の提出に代えることができる。

一　携帯が著しく困難な銃砲　当該銃砲の写真

二　［同上］

［条を加える。］

（猟銃等講習会）

第二十条　法第五条の三第一項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の猟銃等講習受講申込書に当該申込人の写真を添え

申込人の写真を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（講習修了証明書の様式）

第二十一条　法第五条の三第二項又は第五条の三の二第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

第二十二条　法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（許可証の様式）

第三十一条　法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号又は第二十九号の二、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号、第三十号の二又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号、第三十二号の二又は第三十三号のとおりとする。

（許可証の書換えの申請）

第三十二条　法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとして、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（講習修了証明書の様式）

第二十一条　法第五条の三第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

第二十二条　法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（許可証の様式）

第三十一条　法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号又は第三十三号のとおりとする。

（許可証の書換えの申請）

第三十二条　法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようと

する者は、別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

［2・3　略］

（許可証の再交付の申請）

第三十三条　法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続）

第三十四条　法第七条の三第一項の規定により猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書又はクロスボウ所持許可更新申請書を提出する場合においては、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウと共に提出（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、提示。以下この条において同じ。）をするものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は

する者は、別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

［2・3　同上］

（許可証の再交付の申請）

第三十三条　法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続）

第三十四条　法第七条の三第一項の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書を提出する場合においては、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る猟銃又は空気銃とともに提出（猟銃又は空気銃については提示。以下この条において同じ。）するものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出する

、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

（新たな許可証の交付）

第三十五条　［略］

2　都道府県公安委員会は、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者が当該許可に係る許可証の交付を受けた日の後のその者の三回目の誕生日を経過した後に最初に同号の規定によるクロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする場合においては、その者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

3　前二項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条　法第八条第二項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては練習資格認定証、法第九条の十六第二項において準用する場合にあつてはクロスボウ射撃資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十

ことができる。

（新たな許可証の交付）

第三十五条　［同上］

［項を加える。］

2　前項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条　法第八条第二項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を添えて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄す

第三項において準用する場合にあつては練習資格認定証、法第九条の十六第二項において準用する場合にあつてはクロスボウ射撃資格認定証）を添えて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

（仮領置書）

第三十八条　法第八条第七項、第八条の二第二項、第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十一条第八項若しくは第九項、第十一条の二第一項から第三項まで、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六条に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

（仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）

第三十九条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第十項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

る都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

（仮領置書）

第三十八条　法第八条第七項、第八条の二第二項、第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十一条第七項若しくは第八項、第十一条の二第一項から第三項まで、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六条に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

（仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）

第三十九条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第九項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書を当該銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

2　法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書に、銃砲等又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。	2　法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書に、銃砲又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。
3　前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を適法に所持することができる者であることを明らかにした書類を提出しなければならない。	3　前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品を適法に所持することができる者であることを明らかにした書類を提出しなければならない。
第四十条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第十項若しくは第十一項、第十一条の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。	第四十条　法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第九項若しくは第十項、第十一条の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。
（売却した代金の交付）	（売却した代金の交付）
第四十一条　法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項及び第十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合においては、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。	第四十一条　法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十一項及び第十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合においては、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。
（猟銃等射撃指導員の基準）	（射撃指導員の基準）
第四十二条　法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	第四十二条　［同上］
一　［略］	一　［同上］

二　銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、猟銃等射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

［三～五　略］

2　［略］

（クロスボウ射撃指導員の基準）

第四十二条の二　法第九条の三の二第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　二十歳以上の者であること。

二　クロスボウに関する法令を遵守し、クロスボウ射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

三　法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。

四　クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相当な知識を有する者であること。

五　クロスボウの操作及び射撃について、相当に習熟している者であること。

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第四十二条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

二　銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

［三～五　同上］

2　［同上］

［条を加える。］

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、前条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた者は、前条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

（射撃指導員の指定）

第四十四条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の指定の解除）

第四十五条　法第九条の三第二項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除又は法第九条の三の二第二項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の氏名等の変更の届出）

第四十六条　猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2　猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条　法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

（射撃指導員の指定）

第四十四条　法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の指定の解除）

第四十五条　法第九条の三第二項の規定による射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の氏名等の変更の届出）

第四十六条　射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2　射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条　［同上］

［一～三　同上］

四　申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の同意書

2　法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　第八十一条に規定する年少射撃資格講習修了証明書

二　次条に規定する年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

三　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条　第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の様式）

第八十二条の二　法第九条の十六第一項のクロスボウ射撃資格認定証は、別記様式第六十九号の二のとおりとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）

四　申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2　［同上］

一　第八十一条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書

二　次条に掲げる年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

三　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条　第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

第八十二条の三　第二十二条第一項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

2　第二十二条第二項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

（危害予防上必要な措置が執られている場所）

第八十二条の四　法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）

第八十三条　銃砲の保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

［一・二　略］

（クロスボウの保管の設備及び方法の基準）

第八十三条の二　クロスボウの保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ　金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。

ロ　確実に施錠できる錠を備えていること。

［条を加える。］

［条を加える。］

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）

第八十三条　法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

［一・二　同上］

［条を加える。］

ハ　管理上支障のない場所にあること。

ニ　容易に持ち運びができないこと。

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ　クロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ　前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

（保管の委託を受けた拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の方法等）

第八十五条　法第十条の五第一項の規定により拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を保管しなければならない。

一　［略］

二　拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

［三・四　略］

（保管業の届出）

第九十条　法第十条の八第一項又は第十条の八の二第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に

（保管の委託を受けたけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の方法等）

第八十五条　法第十条の五第一項の規定によりけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を保管しなければならない。

一　［同上］

二　けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

［三・四　同上］

（猟銃等保管業の届出）

第九十条　法第十条の八第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委

届け出なければならない。

3　［略］

4　第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）

第九十一条　法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　略］

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　［略］

（保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準）

第九十一条の二　法第十条の八の二第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ　金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。

ロ　確実に施錠できる錠を備えていること。

届け出なければならない。

3　［同上］

4　第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の猟銃等保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）

第九十一条　法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　同上］

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の猟銃等保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの猟銃等保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　［同上］

［条を加える。］

ハ　管理上支障のない場所にあること。
ニ　容易に持ち運びができないこと。
ホ　当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。
二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
イ　保管の委託を受けたクロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
ロ　前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。
ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。
ニ　ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。
ホ　保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。

（電磁的方法による保存）

第九十二条　第九十一条第二号ハ又は前条第二号ハに規定する保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第九十一条第二号ニ又は前条第二号ニに規定する保管受託簿の保存に代えることができる。

（電磁的方法による保存）

第九十二条　前条第二号ハに規定する猟銃等保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号ニに規定する猟銃等保管受託簿の保存に代えることができる。

（保管業務の廃止又は停止の命令）

第九十三条　法第十条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

（照会書）

第九十五条　都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

（保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）

第九十七条　法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十八条　法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。）が法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類等」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明す

（保管業務の廃止又は停止の命令）

第九十三条　法第十条の八第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の猟銃等保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

（照会書）

第九十五条　都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

（保管した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還）

第九十七条　［同上］

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十八条　［同上］

一　譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。以下同じ。）が法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に該当することを確認する場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受

る書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合（ハに掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ　譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行つた日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又

人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合（ハに掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ　譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行つた日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は

は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二　譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して銃砲等又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲等又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書

貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二　［同上］

イ　譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券

、旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

（模造拳銃）

第百二条　法第二十二条の二第一項の模造拳銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施していないものとする。

一　銃腔に相当する部分を金属で完全に閉塞すること。

二　［略］

［2～5　略］

（模擬銃器に該当しない物）

第百三条　法第二十二条の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部体、引き金、撃鉄、撃針（回転弾倉式拳銃の撃針に限る。）、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、ブリネル硬さ試験方法（日本産業規格Ｚ二二四三）により測定した硬さがＨＢ（10／500）九十一以下の金属で作られているもので、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

2　［略］

（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知）

第百七条　法第二十四条の二第七項の規定により銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

（模造拳銃）

第百二条　法第二十二条の二第一項の模造けん銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施していないものとする。

一　銃腔に相当する部分を金属で完全に閉そくすること。

二　［同上］

［2～5　同上］

（模擬銃器に該当しない物）

第百三条　法第二十二条の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部体、引き金、撃鉄、撃針（回転弾倉式けん銃の撃針に限る。）、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、ブリネル硬さ試験方法（日本産業規格Ｚ二二四三）により測定した硬さがＨＢ（10／500）九十一以下の金属で作られているもので、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

2　［同上］

（一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知）

第百七条　法第二十四条の二第七項の規定により銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲、刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）

第百八条　第四十一条の規定は、法第二十四条の二第八項において準用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは、「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。

（仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継）

第百十条　法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲等又は刀剣類引継書によって行うものとする。

（法第二十五条第五項の期間の延長の承認）

第百十二条　法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

（銃砲等又は刀剣類の提出命令）

第百十三条　法第二十七条第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

（提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付）

第百十四条　第四十一条の規定は、法第二十七条第三項において準用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは、「提出命令書」と読み替えるものとする。

（記録票等）

（一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）

第百八条　［同上］

（仮領置した銃砲又は刀剣類の引継）

第百十条　法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲刀剣類引継書によって行うものとする。

（法第二十五条第五項の期間の延長の承認）

第百十二条　法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

（銃砲又は刀剣類の提出命令）

第百十三条　法第二十七条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

（提出を命じた銃砲又は刀剣類を売却した代金の交付）

第百十四条　［同上］

（記録票等）

第百十五条　［1］法第二十八条第一項に規定する記録票には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　銃砲　銃砲の種別、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名

二　クロスボウ　クロスボウである旨、名称、型、番号、全長及び全幅並びに被貸与者の氏名及び職名

2　法第二十八条の規定による銃砲等の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

（台帳の整理）

第百十七条　都道府県公安委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならない。

一　法第三条第一項第十一号から第十五号まで、第二項若しくは第三項、第十条の八第一項、第十条の八の二第一項、第二十一条の三第一項第四号、第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第二項の規定により届出を受けた場合

二　法第五条の三第二項、第五条の三の二第二項、第五条の四第二項、第五条の五第二項、第七条第一項、第九条の五第二項、第九条の十第二項、第九条の十三第二項、第九条の十四第二項又は第九条の十六第一項の規定により講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資

第百十五条　［1］法第二十八条第一項に規定する記録票には、銃砲の種別、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名を記載するものとする。

2　法第二十八条の規定による銃砲の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

（台帳の整理）

第百十七条　［同上］

一　法第三条第一項第十一号若しくは第十三号、第二項若しくは第三項、第十条の八第一項、第二十一条の三第一項第四号、第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第二項の規定により届出を受けた場合

二　法第五条の三第二項、第五条の四第二項、第五条の五第二項、第七条第一項、第九条の五第二項、第九条の十第二項、第九条の十三第二項又は第九条の十四第二項の規定により講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証又は年少射撃資格講習修了証明書を交

格認定証、年少射撃資格講習修了証明書又はクロスボウ射撃資格認定証を交付した場合

三　［略］

四　法第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の三の二第一項、第九条の四第一項又は第九条の九第一項の規定により指定射撃場、猟銃等射撃指導員、クロスボウ射撃指導員、教習射撃場又は練習射撃場を指定した場合

別表第一（第十一条関係）

申請書に添え、又は提示する書類 ＼ 許可等を受けようとする者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者	ハ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者	ニ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者
	(1)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）	(1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	(1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	(1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者
	(2)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者	(2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	(2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	(2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者
(3)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	(3)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者			
(4)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	(4)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者			
申請人の写真2枚	○		○	○
住民票の写し	○			○
講習修了証明書	○	○	○	○
又は書類合格証明書		○		
技能講習修了証明書	○		○	○
許可証	○	○	○	
やむを得ない事情を明らかにした書類				○
使用実績報告書			○	○
経歴書	○	○	○	○

三　［同上］

四　法第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項又は第九条の九第一項の規定により指定射撃場、射撃指導員、教習射撃場又は練習射撃場を指定した場合

別表第一（第十一条関係）

申請書に添え、又は提示する書類 ＼ 許可等を受けようとする者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者	ハ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	二　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者
	(1)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）	(1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	(1)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者
	(2)　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者	(2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	(2)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者
(3)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	(3)　法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者			
(4)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	(4)　法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者			
申請人の写真2枚	○		○	○
住民票の写し	○		○	
講習修了証明書	○	○	○	○
又は書類合格証明書		○	○	
技能講習修了証明書	○		○	
許可証	○	○	○	○
やむを得ない事情を明らかにした書類			○	
使用実績報告書			○	
経歴書	○	○	○	○

	二　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	二　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可	三　法第五条の四第一項の規定による技能検定	四　法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新	五　法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新	六　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新	七　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新	八　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定	九　法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定	十　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定	十一　法第九条の十第二項の規定による空気銃の練習を行う資格の認定	十二　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定
イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者		○										
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者				○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）					○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者					○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考　一、○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書又は技能講習修了証明書及び許可証については、提示する。）書類を示すものとする。

二、イ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）　法第五条の二第三項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可証をいう。

三　ロ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者　法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

四　法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新　法第五条の四第一項の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

五　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新　法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

六　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を使用した射撃競技（以下「射撃競技」という。）に参加する選手又はその候補者として選定されている者をいう。

七　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃等を使用した射撃競技に参加する選手等として選定されている者をいう。

八　法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定をいう。

九　法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による空気銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

十　法第九条の十第二項の規定による空気銃の練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による空気銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

十一　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定をいう。

十二　法第五条の四第一項の規定による技能検定　法第五条の四第一項の技能検定をいう。

十三　法第五条の四第一項の規定による許可を受けている者　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者をいう。

十四　法第七条の三第一項の規定による許可の更新　法第七条の三第一項の許可の更新をいう。

十五　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新をいう。

十六　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新をいう。

十七　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定をいう。

十八　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

十九　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による空気銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

二十　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定をいう。

二十一　法第五条の四第一項の規定による技能検定　法第五条の四第一項の技能検定をいう。

二十二　法第七条の三第一項の規定による許可の更新　法第七条の三第一項の許可の更新をいう。

二十三　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新をいう。

二十四　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新をいう。

二十五　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定をいう。

二十六　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

二十七　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による空気銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

二十八　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定をいう。

二十九　法第五条の四第一項の規定による技能検定　法第五条の四第一項の技能検定をいう。

三十　法第七条の三第一項の規定による許可の更新　法第七条の三第一項の許可の更新をいう。

三十一　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新をいう。

三十二　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新をいう。

三十三　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定をいう。

三十四　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

三十五　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の規定による空気銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

三十六　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定をいう。

三十七　法第五条の四第一項の技能検定　法第五条の四第一項の技能検定をいう。

三十八　法第七条の三第一項の許可の更新　法第七条の三第一項の許可の更新をいう。

三十九　法第七条の三第一項の空気銃の所持の許可の更新　法第七条の三第一項の空気銃の所持の許可の更新をいう。

四十　法第七条の三第一項のクロスボウの所持の許可の更新　法第七条の三第一項のクロスボウの所持の許可の更新をいう。

四十一　法第九条の五第二項の射撃教習を受ける資格の認定　法第九条の五第二項の射撃教習を受ける資格の認定をいう。

四十二　法第九条の十第二項の猟銃の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の猟銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

四十三　法第九条の十第二項の空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の空気銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

四十四　法第九条の十六第一項の射撃資格の認定　法第九条の十六第一項の射撃資格の認定をいう。

四十五　法第五条の四第一項の技能検定　法第五条の四第一項の技能検定をいう。

四十六　法第七条の三第一項の許可の更新　法第七条の三第一項の許可の更新をいう。

四十七　法第七条の三第一項の空気銃の所持の許可の更新　法第七条の三第一項の空気銃の所持の許可の更新をいう。

四十八　法第七条の三第一項のクロスボウの所持の許可の更新　法第七条の三第一項のクロスボウの所持の許可の更新をいう。

四十九　法第九条の五第二項の射撃教習を受ける資格の認定　法第九条の五第二項の射撃教習を受ける資格の認定をいう。

五十　法第九条の十第二項の猟銃の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の猟銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

五十一　法第九条の十第二項の空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定　法第九条の十第二項の空気銃の射撃練習を行う資格の認定をいう。

五十二　法第九条の十六第一項の射撃資格の認定　法第九条の十六第一項の射撃資格の認定をいう。

備考

一　○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書及び許可証については、提示するものとする。）書類を示すものとする。

二　「技能講習修了証明書」の写しは本籍の記載のあるもの（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。

三　「クロスボウの所持の許可の更新を申請する場合及びクロスボウの所持の許可の更新を申請する場合にあつては法第五条の三の二第二項の講習修了証明書をいい、それ以外の場合にあつては法第五条の四第二項の合格証明書をいう。

四　「教習修了証明書」とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

五　「技能講習修了証明書」とは、法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

六　「許可証」とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可証をいう。ただし、許可等を受けようとする者欄に許可を受けている猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係る許可証に限る。

七　「事情を明らかにした書類」とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情がある旨を明らかにした書類をいう。

八　「法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、法第五条の二第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の申請をすることができなかつた事情及びやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情を明らかにした書類をいう。

九　「法第九条の五第五項の教習修了証明書」とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

十　「法第九条の五第五項の技能講習修了証明書」とは、法第九条の五第五項の技能講習修了証明書をいう。

十一　「猟銃等講習会の講習修了証明書に代えて第四十四条の射撃指導員（法第九条の三第一項のクロスボウ射撃指導員にあつては、法第九条の三の二第一項のクロスボウ射撃指導員に係るものに限る。）を選任しようとする者にあつては、猟銃等講習会の講習修了証明書をいう。

十二　「射撃指導員（法第九条の三第一項のクロスボウ射撃指導員にあつては、法第九条の三の二第一項のクロスボウ射撃指導員に係るものに限る。）を選任しようとする者にあつては、

別表第二（第八十二条の四関係）

区分	措置
クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合（クロスボウ射撃指導員がいない場合であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指	一　別図に示す範囲の危険区域（当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮

（裏）

銃砲等所持歴	期間	銃砲等	処理結果
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		

犯歴	年月	犯歴の内容

銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号に係る精気、同項第４号に係る中毒又は同項第５号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　１　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
２　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
３　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
４　銃砲等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る銃砲若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
５　銃砲等又はクロスボウ所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の銃砲・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
６　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

「表を加える。」

（裏）

銃砲等所持歴	期間	銃砲等	処理結果
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		

犯歴	年月	犯歴の内容

銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号に係る精気、同項第４号に係る中毒又は同項第５号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　１　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
２　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
３　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
４　銃砲等所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る銃砲又は空気銃について記載すること。
５　銃砲等所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の銃砲・空気銃の別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
６　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所と同一の場所で、当該クロスボウ射撃指導員の承諾を得て射撃をするときを含む。）又はクロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合	減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。 二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢の到達すると認められる場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。
前項に規定する場合以外の場合においてクロスボウで射撃をするとき。	一　別図に示す範囲の危険区域（矢の軌道の全体が堅固な構造を有する射屋によつて覆われており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域

	を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。 二　危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三　危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 四　標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。

別表第２の別図

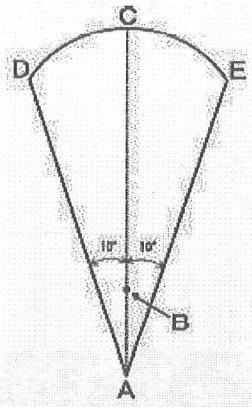

Ａ	射撃をする者の位置
Ｂ	標的の中心
ＡＣ	使用する矢の最大到達距離
弧ＤＥ	Ａを中心とし、ＡＣを半径とする弧
扇形ＡＤＥ	危険区域

別表第三（第百三条関係）

区分		構造等
回転弾倉式拳銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鋳造されているもの	銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鋳込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鋳込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの
		銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鋳込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの	弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの
		玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの
自動装填式拳銃に類似する	銃身に相当する部分と尾筒に相当する部分とが一体として鋳造されているもの	銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鋳込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鋳込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの
		銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鋳込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの	弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの
		玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

別表第二（第百四条関係）

区分		構造等
回転弾倉式けん銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鋳造されているもの	銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鋳込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鋳込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの
		銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鋳込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの	弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの
		がん具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの
自動装てん式けん銃に類似する	銃身に相当する部分と尾筒に相当する部分とが一体として鋳造されているもの	銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鋳込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鋳込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの
		銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鋳込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの	弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの
		がん具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

［略］	る形態を有する物	する部分とが一体として鋳造されているもの	六のとおり鋳込まれ、かつ、撃針に相当する部分が別図七のとおり取り付けられているもの	薬室に相当する部分にインサートが別図二のとおり鋳込まれているもの	
				引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの	銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれているもの
					銃身、機関部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機関部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの	銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの
						玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

［同上］	似する形態を有する物	する部分とが一体として鋳造されているもの	六のとおり鋳込まれ、かつ、撃針に相当する部分が別図七のとおり取り付けられているもの	薬室に相当する部分にインサートが別図二のとおり鋳込まれているもの	
				引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの	銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれているもの
					銃身、機関部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機関部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの	銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの
						がん具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

第２号（第５条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第２項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住　所
電話番号
氏　名

届出の種別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）
使用させようとする銃砲又はクロスボウ	所持許可証の番号	
	種　類	
	型　式	
	番　号	
人命救助等に従事する者	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
備　考		

別記様式
第１号（第４条関係）

銃砲刀剣類製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第　号の規定により、　の業をすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住所
氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の種類及び種類別の製造 月間予定　販売　数 製作	
事業開始の予定時期	

備考　１　届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
３　責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
４　第４条第２項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
５　不用の文字は、横線で消すこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第２号（第５条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第２項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住　所
電話番号
氏　名

届出の種別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）
使用させようとする銃砲	所持許可証の番号	
	種　類	
	型	
	番　号	
人命救助等に従事する者	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏　名	
	生年月日	
	届出人との関係	
備　考		

別記様式
第１号（第４条関係）

銃砲刀剣類製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第　号の規定により、　の業をすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住所
氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
銃砲刀剣類の種類及び種類別の製造 月間予定　販売　数 製作	
事業開始の予定時期	

備考　１　届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
３　責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
４　第４条第２項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
５　不用の文字は、横線で消すこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第３号（第５条関係）

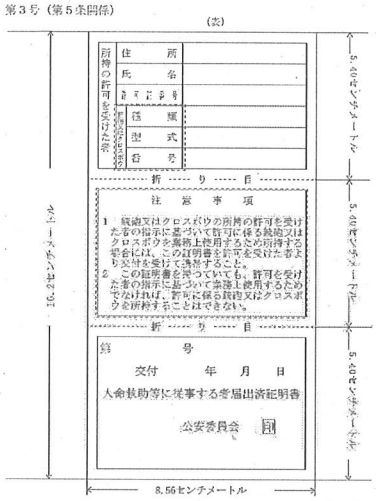

備考　1　届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

2　届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。

3　クロスボウに係る届出の場合は、種類欄には「クロスボウ」と記載し、型式欄には「片手持ち」又は「両手持ち」の別及び「滑車あり」又は「滑車なし」の別を記載すること。

4　届出人との関係欄には、使用人、組員、職員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。

5　第５条第３項の規定により準用する第６条第３項及び第４項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。

6　備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。

7　不用の文字は、横線で消すこと。

8　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第３号（第５条関係）

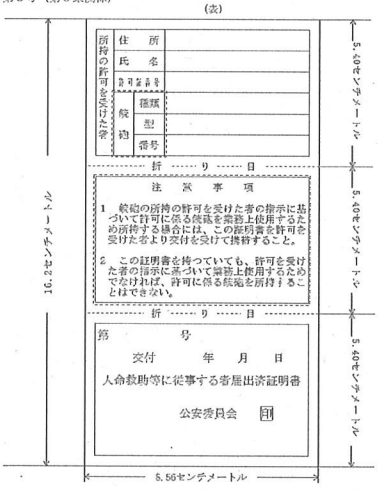

備考　1　届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

2　届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲について既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲を使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。

［加える。］

3　届出人との関係欄には、使用人、組員、職員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。

4　第５条第３項の規定により準用する第６条第３項及び第４項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。

5　備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。

6　不用の文字は、横線で消すこと。

7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第４号（第６条関係）

使　用　人　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条　　第　項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住　所
電話番号
氏　名

届出の種類	新規　　変更等　　記載事項変更
事業場の名称、所在地及び電話番号	
所持させようとする銃砲若しくはクロスボウ若しくは刀剣類又は準銃部品の種類	
使　用　人	別紙のとおり
備　考	

備考　１　届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
２　第６条第３項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を矢書すること。
３　備考欄には、添付する使用人届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
４　不用の文字は、横線で消すこと。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（表）

人命救助等に従事する者	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		

折　り　目

備　考	

備考　所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第４号（第６条関係）

使　用　人　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条　　第　項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人　住　所
電話番号
氏　名

届出の種類	新規　　変更等　　記載事項変更
事業場の名称、所在地及び電話番号	
所持させようとする銃砲又は準銃部品の種類	
使　用　人	別紙のとおり
備　考	

備考　１　届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
２　第６条第３項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を矢書すること。
３　備考欄には、添付する使用人届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
４　不用の文字は、横線で消すこと。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（表）

人命救助等に従事する者	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		
	氏　名		㊞
	届出人との関係		

折　り　目

備　考	

備考　所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号の規定による所持の許可を受けた者であるときに、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第５号（第６条関係）

（表）

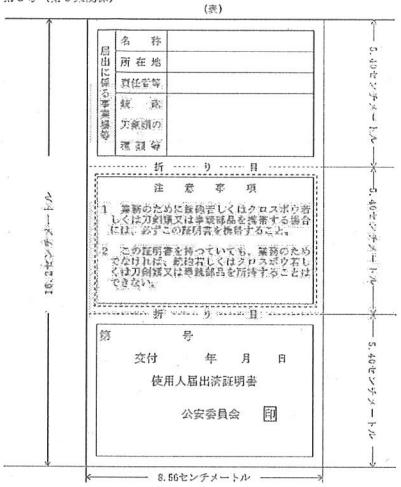

別紙

番号	使　　用　　人	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	

第５号（第６条関係）

（表）

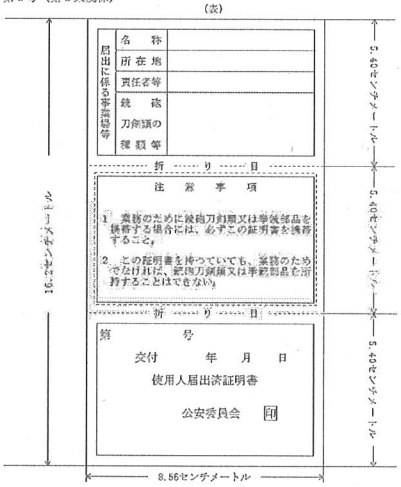

別紙

番号	使　　用　　人	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	本　　籍	
	住　　所	
	氏　　名	
	生　年　月　日	

第６号（第９条関係）

（表）

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日（　歳）
	電話番号	
申請件数		件　第９条に係る場合は、住所を記載すること。

関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証			
猟銃等講習会の講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
技能講習修了証明書			
教習修了証明書			

（裏）

使用人	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	

折り目

使用人	写真 申し出た スタンプ	

折り目

備考	

第６号（第９条関係）

（表）

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日（　歳）
	電話番号	
申請件数		件　第９条に係る場合は、住所を記載すること。

関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証			
講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
技能講習修了証明書			
教習修了証明書			

（裏）

使用人	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	

折り目

使用人	写真 申し出た スタンプ	

折り目

備考	

別紙

（表）

／　件

銃砲	□猟銃等承諾書のとおり			
	種類		銃番号	
	型式		銃の全長	センチメートル
	商品名等		銃身長	センチメートル
	公称口(管)径	ミリメートル インチ 番	装薬型式及び充填可能弾数	
	(実測口径)	(ミリメートル)	適合実(空)包	
	特徴		替え銃身	
用途	法第4条第1項に規定する用途			
	第1号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第2号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺	□漁業	□建設業
		□その他の産業の用途（　　）				
	□第2号	□第4号	□第5号	□第5号の2	□第8号	□第9号	□第10号
	□法第6条第1項に規定する用途					
猟所有者	□猟銃等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

（裏）

同居人	□ 無 □ 有（　人）
欠格事由	□ 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の許可申請者のみ回答） □ 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　1　申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
2　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
3　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
4　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
5　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
6　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

銃砲	□猟銃等承諾書のとおり			
	種類		銃番号	
	型式		銃の全長	センチメートル
	商品名等		銃身長	センチメートル
	公称口(管)径	ミリメートル インチ 番	装薬型式及び充填可能弾数	
	(実測口径)	(ミリメートル)	適合実(空)包	
	特徴		替え銃身	
用途	法第4条第1項に規定する用途			
	第1号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第2号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺	□漁業	□建設業
		□その他の産業の用途（　　）				
	□第2号	□第4号	□第5号	□第5号の2	□第8号	□第9号	□第10号
	□法第6条第1項に規定する用途					
猟所有者	□猟銃等承諾書のとおり			
	住所 氏名 電話番号			

（裏）

同居人	□ 無 □ 有（　人）
欠格事由	□ 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の許可申請者のみ回答） □ 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　1　申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
2　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
3　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
4　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
5　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
6　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第６号の２（第９条関係）

（表）

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条の２第１項第１号ロに該当するものに限る。）		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の受講修了証明書				

（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。

２　申請等において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。

３　内容が猟渡等承諾書と同一の場合は、猟渡等承諾書のとおりとある口内にレ印を記入すること。

４　銃砲の種類欄には、単発、空気単発、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、連発銃、と銃銃、装弾数発射銃、散弾用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用猟銃銃、捕鯨砲、もり砲、麻酔用びよう打銃、建設用緊急発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。

５　型式欄には、単発にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の銃部にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気単発及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。

６　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、単式等の別を記載すること。

７　公称口（径）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した径）は、公称口（径）径が不明なものに限り記載すること。

８　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。

９　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。

10　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。

11　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気単発及び空気銃にあつては、発丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。

なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。

12　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。

13　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。

14　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を７及び11により記載すること。

15　用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。

なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常堆積の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。

16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

「様式を加える。」

（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。

２　申請等において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。

３　内容が猟渡等承諾書と同一の場合は、猟渡等承諾書のとおりとある口内にレ印を記入すること。

４　銃砲の種類欄には、単発、空気単発、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、連発銃、と銃銃、装弾数発射銃、散弾用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用猟銃銃、捕鯨砲、もり砲、麻酔用びよう打銃、建設用緊急発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。

５　型式欄には、単発にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の銃部にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気単発及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。

６　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、単式等の別を記載すること。

７　公称口（径）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した径）は、公称口（径）径が不明なものに限り記載すること。

８　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。

９　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。

10　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。

11　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気単発及び空気銃にあつては、発丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。

なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。

12　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。

13　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。

14　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を７及び11により記載すること。

15　用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。

なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常堆積の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。

16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

					／　件
クロスボウ	□譲渡等承諾書のとおり				
	型　式		クロスボウ番号		
	所 品 名		クロスボウの全　長		センチメートル
	等　級		クロスボウの全　幅		センチメートル
用途	法第４条第１項に規定する用途				
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃	
	第2号の2	□動物園飼育	□漁業		
		□その他の産業の用途（　　）			
	□第３号	□第５号の３	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途				
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり				
	住所				
	氏名				
	電話番号				

（裏）

同居人	□　無 □　有（　　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □住民票の写し（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □経歴書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　１　申請人が法第４条第６項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
３　クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第９号（第９条関係）

銃砲等所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定による　　の所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている銃砲・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能講習修了証明書				
同居人	□無 □有（　人）			
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の所持許可更新申請者のみ回答） □　法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

（裏）

備考　１　所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。
２　申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承認書と同一の場合は、譲渡等承認書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
５　特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な形状、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。
６　クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあつては、当該欄は記載することを要しない。
７　クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。
８　クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。
９　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第９号（第９条関係）

銃砲等所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定による　　の所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている銃砲・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能講習修了証明書				
同居人	□無 □有（　人）			
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の所持許可更新申請者のみ回答） □　法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

別紙

件数	更新の申請に係る銃砲	
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　1　申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。
2　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

件数	更新の申請に係る銃砲	
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	銃の種別	□ライフル銃　□散弾銃　□空気銃 □ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年　月　日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　1　申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。
2　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　1　申請済装銃は、更新の申請に係るクロスボウについて、別紙に記載すること。
2　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第９号の２（第９条関係）

クロスボウ所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　※裏面に係る所持の許可（No.　）を記入すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けているクロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				
同居人	□　無 □　有（　人）			
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族等（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

［様式を加える。］

第11号（第９条関係）

練　習　資　格　認　定　申　請　書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第２項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習会の講習修了証明書又は推薦書				
技能検定合格証明書				
教習修了証明書				
練習希望銃種		□ライフル銃　□空気拳銃以外の空気銃 □ライフル銃以外の猟銃　□空気拳銃		
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の認定申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

別紙

件数	更新の申請に係るクロスボウ	
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日
／	許可番号	
	許可年月日	年　月　日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第11号（第９条関係）

練　習　資　格　認　定　申　請　書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第２項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習修了証明書又は推薦書				
技能検定合格証明書				
教習修了証明書				
練習希望銃種		□ライフル銃　□空気拳銃以外の空気銃 □ライフル銃以外の猟銃　□空気拳銃		
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の認定申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　年　月　日　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　年　月　日　公安委員会提出） □住民票の写し（　年　月　日　公安委員会提出） □経歴書（　年　月　日　公安委員会提出） □その他（　）			

第11号の2（第9条関係）

クロスボウ射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定による資格の認定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日（　歳）		
	電話番号			
申請件数		件（射撃する人を限定することとなるクロスボウ射撃場を2以上に定めて、申請を希望するとき。）		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ射撃資格認定証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				
欠格事由	□　私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
備考				

備考　1　クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
2　クロスボウ射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　1　銃砲等講習会の講習修了証明書又は推薦書欄には、空気準銃に係る申請の場合にあつては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合にあつては銃砲等講習会の講習修了証明書について記載すること。
2　練習希望銃種欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［様式を加える。］

備考　1　講習修了証明書又は推薦書欄には、空気準銃に係る申請の場合にあつては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦者について記載し、その他の場合にあつては講習修了証明書について記載すること。
2　練習希望銃種欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

／　件

譲渡等承諾書

譲受（借受）人	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年　月　日			
譲渡（貸付）物件	銃	種類		銃番号	
		型式		銃の全長	センチメートル
		商品名等		銃身長	センチメートル
		口径又は番径（装薬の重量）	ミリメートル、インチ番、（　ミリメートル）	弾倉型式及び装弾可能数	
				適合実包	
		特徴		替え銃身	
	クロスボウ	型式		クロスボウ番号	
		商品名		クロスボウの全長	センチメートル
		特徴		クロスボウの全幅	センチメートル
	刀剣類	種類		製作者（銘）	
		刃渡り	センチメートル	特徴	
譲渡（貸付）人が当該銃砲等又は刀剣類について受けている所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年　月　日			
	有効期間等	年の誕生日まで（更新期間　年　月　日）			

上記のとおり譲渡し（貸付け）を承諾します。

年　月　日

譲渡（貸付）人
住所
電話番号
氏名

備考　1　譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第６号及び第６号の２の別紙並びに第７号の備考の例により記載すること。
2　譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3　不用の文字は、横線で消すこと。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなるクロスボウ射撃指導員	
／　件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
／　件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
／　件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
／　件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日

備考　1　申請人を監督することとなる法第４条第１項第５号の３の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員を記載すること。
2　不用の様は、斜線で消すこと。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

／　件

譲渡等承諾書

譲受（借受）人	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年　月　日			
譲渡（貸付）物件	銃	種類		銃番号	
		型式		銃の全長	センチメートル
		商品名等		銃身長	センチメートル
		口径又は番径（装薬の重量）	ミリメートル、インチ番、（　ミリメートル）	弾倉型式及び装弾可能数	
				適合実包	
		特徴		替え銃身	
	刀剣類	種類		製作者（銘）	
		刃渡り	センチメートル	特徴	
譲渡（貸付）人が当該銃砲又は刀剣類について受けている所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年　月　日			
	有効期間等	年の誕生日まで（更新期間　年　月　日）			

上記のとおり譲渡し（貸付け）を承諾します。

年　月　日

譲渡（貸付）人
住所
電話番号
氏名

備考　1　譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第６号の別紙及び第７号の備考の例により記載すること。
2　譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3　不用の文字は、横線で消すこと。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第16号（第18条関係）

第　　号		打　突　命　令　書　控
受命者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	
許可年月日		
許可番号		
銃砲の種別		
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		
確認	年月日	
	打刻の状況	

印……切……取……線……印

第　　号		打　刻　命　令　書
本籍 住所 職業 生年月日 氏名		殿 年　月　日 公安委員会　印

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第２項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	許可年月日	
	許可番号	
	銃砲の種別	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第14号（第11条関係）

試験又は研究の実施概要書		
申請人	住　　所	
	氏　　名	
実施場所		
実施目的		
実施場所の構造設備		
実施方法		
実施に限しての危害予防措置		
開始予定年月日		
備　　考		

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の住所欄には、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第16号（第18条関係）

第　　号		打　突　命　令　書　控
受命者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業	
	氏　　名	
	生年月日	
許可年月日		
許可番号		
銃砲の種別		
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		
確認	年月日	
	打刻の状況	

印……切……取……線……印

第　　号		打　刻　命　令　書
本籍 住所 職業 生年月日 氏名		殿 年　月　日 公安委員会　印

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第２項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	許可年月日	
	許可番号	
	銃砲の種別	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第14号（第11条関係）

試験又は研究の実施概要書		
申請人	住　　所	
	氏　　名	
実施場所		
実施目的		
実施場所の構造設備		
実施方法		
実施に限しての危害予防措置		
開始予定年月日		
備　　考		

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の住所欄には、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第18号の2（第18条の2関係）

第　　号	表示措置命令書控
受命者	本籍
	住所
	職業
	氏名
	生年月日
許可年月日	
許可番号	
表示番（記）号	
貼付期限	
確認	年月日
	表示の状況

印……切……取……線……印

第　　号
本籍
住所
生年月日
氏名　　殿

表示措置命令書

年　月　日
公安委員会　印

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第３項の規定により、次のとおり表示措置を命ずる。

表示クロスボウ	許可年月日	
	許可番号	
表示番（記）号		
措置内容	上記の表示クロスボウの側面に、上記の表示番（記）号が表示されたクロスボウ番号標を、容易に剝がれないように、かつ、見やすいように貼り付けること。	
貼付期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第17号（第18条関係）

第　　号	打刻命令書控
教習射撃場	指定番号
	指定年月日
	名称
設置者	住所
	氏名
	生年月日
銃砲の種別	
銃番号	
打刻部位	
打刻番（記）号	
打刻方法	
打刻期限	
確認	年月日
	打刻の状況

印……切……取……線……印

第　　号
教習射撃場
指定番号
指定年月日
名称
設置者
住所
生年月日
氏名　　殿

打刻命令書

年　月　日
公安委員会　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	銃砲の種別	
	銃番号	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［様式を加える。］

第17号（第18条関係）

第　　号	打刻命令書控
教習射撃場	指定番号
	指定年月日
	名称
設置者	住所
	氏名
	生年月日
銃砲の種別	
銃番号	
打刻部位	
打刻番（記）号	
打刻方法	
打刻期限	
確認	年月日
	打刻の状況

印……切……取……線……印

第　　号
教習射撃場
指定番号
指定年月日
名称
設置者
住所
生年月日
氏名　　殿

打刻命令書

年　月　日
公安委員会　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打刻銃砲	銃砲の種別	
	銃番号	
打刻部位		
打刻番（記）号		
打刻方法		
打刻期限		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様20号（第21条関係）

第　　号

講習修了証明書

住所

氏名

年　月　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法　□第５条の３第１項
□第５条の２の２第１項　の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年　月　日
受講場所	
修了した課程	□猟銃等　□クロスボウ

交付　年　月　日

公安委員会　印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して３年を経過していないことが必要である。

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様19号（第20条関係）

講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法　□第５条の５第１項
□第５条の２の２第１項　に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年　月　日

公安委員会殿

申込人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年　月　日	写真
	電話番号		
希望する講習の別		□猟銃等講習会　□クロスボウ講習会	
受講希望年月日		年　月　日	
受講希望場所			
所持許可の有無		□有（□猟銃　□空気銃　□クロスボウ） □無	撮影　年　月　日

（この線から下には記載しないこと。）

	受講年月日	受講場所
予定	年　月　日	
実施結果	年　月　日	
考査の結果	合　・　否	

備考　１　猟銃等講習会の申込みを行う場合にあっては第５条の３第１項とある□内に、クロスボウ講習会の申込みを行う場合にあっては第５条の３の２第１項とある□内にレ印を記入すること。
　　２　所持許可の有無欄には、現に法第４条第１項第１号の規定による所持の許可を受けている銃砲等について、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様20号（第21条関係）

第　　号

講習修了証明書

住所

氏名

年　月　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第１項の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年　月　日
受講場所	

交付　年　月　日

公安委員会　印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して３年を経過していないことが必要である。

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様19号（第20条関係）

猟銃等講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第１項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年　月　日

公安委員会殿

申込人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年　月　日	写真
	電話番号		
受講希望年月日		年　月　日	
受講希望場所			
所持許可の有無		□有（□猟銃　□空気銃） □無	撮影　年　月　日

（この線から下には記載しないこと。）

	受講年月日	受講場所
予定	年　月　日	
実施結果	年　月　日	
考査の結果	合　・　否	

備考　〔加える。〕
　　１　所持許可の有無欄には、現に法第４条第１項第１号の規定による所持の許可を受けている銃砲について、該当する□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第22号（第22条、第25条、第29条、第55条、第70条、第82条、第82条の3関係）

講習修了証明書等再交付申請書
の再交付を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
申請の理由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
	受講等場所	
	銃種	

備考　1　講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
2　教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
3　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
4　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第21号（第22条、第25条、第29条、第55条、第70条、第82条、第82条の3関係）

講習修了証明書等書換申請書
の書換えを次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
変更した事項	新	本籍	
		住所	
		氏名	
	旧	本籍	
		住所	
		氏名	
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会	
	交付年月日	年　月　日	
	受講等場所		
	銃種		

備考　1　教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
2　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第22号（第22条第２項、第25条第２項、第29条第２項、第55条第２項、第70条第２項、第82条第２項関係）

講習修了証明書等再交付申請書
の再交付を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
申請の理由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
	受講等場所	
	銃種	

備考　1　講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
2　教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
3　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
4　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第21号（第22条第１項、第25条第１項、第29条第１項、第56条第１項、第70条第１項、第82条第１項関係）

講習修了証明書等書換申請書
の書換えを次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
変更した事項	新	本籍	
		住所	
		氏名	
	旧	本籍	
		住所	
		氏名	
証明書等	証明書等番号	第　号　公安委員会	
	交付年月日	年　月　日	
	受講等場所		
	銃種		

備考　1　教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
2　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第29号の2（第31条関係）

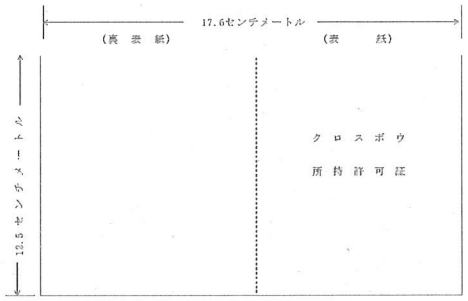

第28号（第30条関係）

許可期間延長申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD

年　月　日
Date: Year Month Day

公安委員会　殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第２項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.

1．申請人 Applicant
国　籍 Nationality/Region

住　所 Address in Japan

氏　名 Name

生年月日 Date of birth　　年　月　日 Year Month Day

電話番号 Telephone no.　　携帯電話番号 Mobile phone no.

2．許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.

3．許可の期間
The authorised period
から　since　　まで　to

4．所持している銃砲等又は刀剣類の種類
Type of firearms/crossbows/swords

5．所持している銃砲等又は刀剣類の特徴
Feature of firearms/crossbows/swords

6．許可の延長の期間
Extended authorized period
から　since　　まで　to

7．許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorized period

8．在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

「様式を加える。」

第28号（第30条関係）

許可期間延長申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZATION PERIOD

年　月　日
Date: Year Month Day

公安委員会　殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第２項の規定による銃砲刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorization period.

1. 申請人 Applicant
国　籍 Nationality/Region

住　所 Address in Japan

氏　名 Name

生年月日 Date of birth　　年　月　日 Year Month Day

電話番号 Telephone no.　　携帯電話番号 Mobile phone no.

2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a license card, and the number of the license card.

3. 許可の期間
The period of the authorization
から　since　　まで　to

4. 所持している銃砲刀剣類の種類
Type of firearms/swords

5. 所持している銃砲刀剣類の特徴
Feature of firearms/swords

6. 許可の延長の期間
Extended authorization period
から　since　　まで　to

7. 許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorization period

8. 在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

（２面）

許可証番号　第　　号
原交付　　年　月　日
交　付　　年　月　日

本　籍		
住　所		
氏　名		写　真
生年月日	年　月　日	押し出しスタンプ

公安委員会　殿

（１面）

注　意　事　項

1　クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面）

更新	年月日	年　月　日まで
	許可番号	第　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

（3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日		
原許可番号	第　号		
許可年月日	年　月　日		
許可番号	第　号		
確認	年　月　日		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間		
型式		クロスボウ区分	
商品名		クロスボウの全長	センチメートル
特徴		クロスボウの全幅	センチメートル
用途			

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検査者印	特記事項

備考　1　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。

2　用紙は、洋紙とすること。

3　表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスポウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。

4　2面の譲受付年月日には、クロスポウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。

5　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

6　表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

（27面）

（記載事項変更表）

届出年月日	変更事項	公安委員会印

第20号の2（第31条関係）

（1面）

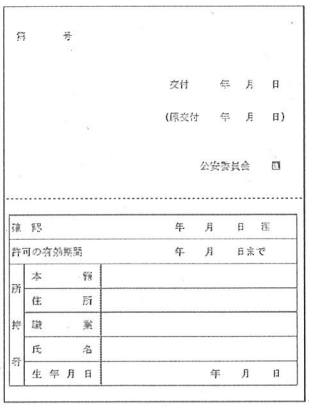

（2面）

確認		年　月　日　㊞
許可の有効期間		年　月　日まで
所持者	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	年　月　日

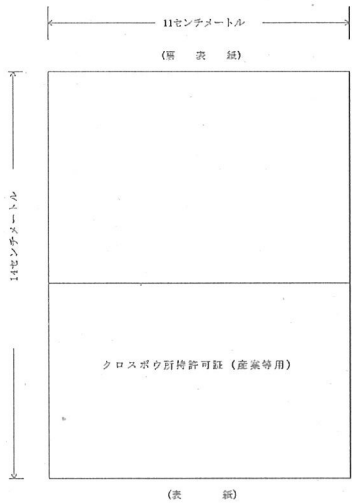

［様式を加える。］

（5面）

検査	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

（6面）

（3面）

型式		クロスボア径	
商品名		クロスボアの長さ	センチメートル
特徴		クロスボアの幅	センチメートル

法第4条第1項に規定する用途			
記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印
備考			

（4面）

第32号の2（第31条関係）

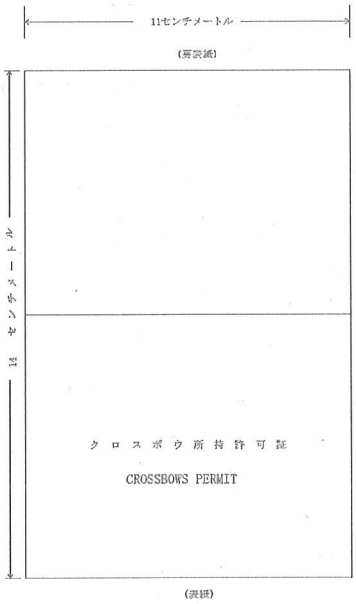

（7頁）

注意事項

1　クロスボウを所持し、又は譲渡する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ譲渡し、又は譲受してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　1　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

2　用紙は、和紙とすること。

3　表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の表面が5面に、5面の用紙の裏面が7面になる上5にすること。

4　1面の交付年月日に法第五条により許可証を交付した年月日を、新交付年月日に当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

5　許可の有効期間は、法第4条第1項第3号及び第9号の許可に係るクロスボウについて記載すること。

6　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業所の名称、その所在地及びその者の当該事業所における職務上の地位を記載すること。

7　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

「様式を加える。」

（3面）

クロスボウ Crossbow		
	番号 Ser. No.	
	全長・全幅 Length and Width	
	用途 Use	

CAUTION

1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.

2 You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.

3 When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.

4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

（4面）

（1面）

第　　号
Permit No.

交　　付　　年　　月　　日
Date of Delivery　　Year　　Month　　Day

許可の期間　　年　　月　　日
Authorized Period　　Year　　Month　　Day

公安委員会 印
Public Safety Commission

所持者 Possessor		
	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年　月　日 Year　Month　Day
	備考 Note	

（2面）

第34号（第32条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな			電話番号
	氏名			
	許可証番号	第　　号		
変更した事項	人定事項			
	旧	本籍		
		住所		
		氏名		
	新	本籍		
		住所		
		氏名		
	銃砲等又は刀剣類関係　（許可番号：第　　号）			
	旧	□銃砲		
		□クロスボウ		
	新	□刀剣類		

備考　１　申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の電話番号欄にはその者の勤務する法人の電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。

２　変更した事項のうち銃砲等又は刀剣類関係欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、白文字又は黄文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の表面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、４面の用紙の裏面を表紙の裏面に貼り付けること。

第34号（第32条関係）

銃砲刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな			電話番号
	氏名			
	許可証番号	第　　号		
変更した事項	人定事項			
	旧	本籍		
		住所		
		氏名		
	新	本籍		
		住所		
		氏名		
	銃砲刀剣類関係　（許可番号：第　　号）			
	旧	□銃砲		
	新	□刀剣類		

備考　１　申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の電話番号欄にはその者の勤務する法人の電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。

２　変更した事項のうち銃砲刀剣類関係欄には、該当するものの□内にレ点を記入すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第30号（第36条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定により、を次のとおり返納します。

年　月　日

公安委員会殿

届出人	所持許可証等との関係	□本人　□その他（　　）
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
返納する許可証等	許可証等の種別	□許可証（法第8条第2項） □教習資格認定証（法第9条の5第3項） □練習資格認定証（法第9条の10第3項） □年少資格認定証（法第9条の15第2項） □クロスボウ射撃資格認定証（法第9条の16第2項）
	許可証等の番号	第　　号　　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
返納の理由		
銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況		

備考　1　法第9条の5第3項（法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定により届出を行う者にあっては、銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況欄の記載を要しない。

2　所持許可証等との関係欄には、該当するものの□内にレ印を記入するとともに、その他の場合には（　）内に具体的な関係を記載すること。

3　許可証等の種別欄には、返納する許可証等の□内にレ印を記入すること。

4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第35号（第33条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の　□亡失　□盗難　□滅失　について届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日（　歳）
	電話番号	
申請の理由		
所持許可証	許可証の種別	□猟銃・空気銃所持許可証（様式第29号） □クロスボウ所持許可証（様式第29号の2） □銃砲所持許可証（様式第30号） □クロスボウ所持許可証（営業等用）（様式第30号の2） □刀剣類所持許可証（様式第31号） □銃砲所持許可証（FIREARMS PERMIT）（様式第32号） □クロスボウ所持許可証（CROSSOWS PERMIT）（様式第32号の2） □刀剣類所持許可証（SWORDS PERMIT）（様式第33号）
	許可証番号	第　　号
	交付年月日	年　月　日
	交付公安委員会	公安委員会

※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。

備考　1　亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

2　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第36号（第36条関係）

銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定により、を次のとおり返納します。

年　月　日

公安委員会殿

届出人	許可所持者との関係	□本人　□その他（　　）
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
返納する許可証等	許可証等の種別	□許可証（法第8条第2項） □教習資格認定証（法第9条の5第3項） □練習資格認定証（法第9条の10第3項） □年少資格認定証（法第9条の15第2項）
	許可証等の番号	第　　号　　公安委員会
	交付年月日	年　月　日
返納の理由		
銃砲又は刀剣類の種類及び処分状況		

備考　1　法第9条の5第3項（法第9条の10第3項において準用する場合を含む。）又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定により届出を行う者にあっては、銃砲又は刀剣類の種類及び処分状況欄の記載を要しない。

2　許可所持者との関係欄には、該当するものの□内にレ印を記入するとともに、その他の場合には（　）内に具体的な関係を記載すること。

3　許可証等の種別欄には、返納する許可証等の□内にレ印を記入すること。

4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第35号（第33条関係）

銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の　□亡失　□盗難　□滅失　について届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日（　歳）
	電話番号	
申請の理由		
所持許可証	許可証の種別	□猟銃・空気銃所持許可証（様式第29号） □銃砲所持許可証（様式第30号） □刀剣類所持許可証（様式第31号） □銃砲所持許可証（FIREARMS PERMIT）（様式第32号） □刀剣類所持許可証（SWORDS PERMIT）（様式第33号）
	許可証番号	第　　号
	交付年月日	年　月　日
	交付公安委員会	公安委員会

※亡失、盗難、滅失の状況を記載すること。

備考　1　亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

2　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第38号（第38条関係）

第　　号	仮　領　置　書　控
提出者	本籍
	住所
	職業
	氏名
	生年月日
適用法条	
仮領置物件の種類及び特徴	
執行年月日	
執行者の所属、階級及び氏名	
処理結果	

印 …… 切 …… 取 …… 線 …… 印

第　　号

仮　領　置　書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会（法第25条第１項の規定による仮領置にあつては、警察署長）　印

執行者の所属、階級及び氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第　条第　項の規定により、下記の物件を仮領置する。

提出者	本籍
	住所
	職業
	氏名
	生年月日
仮領置物件の種類及び特徴	

注意事項

１　仮領置した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

２　法第25条第１項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。

３　法第８条第７項、第８条の２第２項、第９条の８第３項及び第９条の12第２項の規定による仮領置の場合において、第９条の８第３項の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、法第11条第８項及び第９項並びに第11条の２第１項から第３項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第37号（第37条関係）

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第８条第３項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
許可証	許可証等の番号	第　　号	
	交付年月日等	年　月　日　公安委員会	
抹消に係る許可	許可番号	第　　号	
	許可年月日	年　月　日	
	許可者	公安委員会	
	銃種等	□猟銃　□空気銃　□クロスボウ	
抹消を受ける理由			
猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの処分状況			

備考　１　銃種等欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第38号（第38条関係）

第　　号	仮　領　置　書　控
提出者	本籍
	住所
	職業 氏名 生年月日
適用法条	
仮領置物件の種類及び特徴	
執行年月日 執行者の所属、階級及び氏名	
処理結果	

印 …… 切 …… 取 …… 線 …… 印

第　　号

仮　領　置　書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会（法第25条第１項の規定による仮領置にあつては、警察署長）　印

執行者の所属、階級及び氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第　条第　項の規定により、下記の物件を仮領置する。

提出者	本籍
	住所
	職業 氏名 生年月日
仮領置物件の種類及び特徴	

注意事項

１　仮領置した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

２　法第25条第１項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。

３　法第８条第７項、第８条の２第２項、第９条の８第３項、第９条の12第２項、第11条第７項及び第８項並びに第11条の２第１項から第３項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第37号（第37条関係）

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第８条第３項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を以下のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
許可証	許可証等の番号	第　　号	
	交付年月日等	年　月　日　公安委員会	
抹消に係る許可	許可番号	第　　号	
	許可年月日	年　月　日	
	許可者	公安委員会	
	銃の種類	□猟銃　□空気銃	
抹消を受ける理由			
銃の処分状況			

備考　１　銃の種類欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第41号（第43条関係）

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第9条の3第1項 □猟銃等射撃指導員
□第9条の3の2第1項 □クロスボウ射撃指導員
の規定により、の指定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
射撃指導の種別		□ライフル射撃 □ライフル銃以外の猟銃射撃 □空気銃射撃 □クロスボウ射撃
現に交付を受けている許可証	許可証番号	号
	交付年月日	年　月　日
	交付者	公安委員会
備考		

備考　1　猟銃等射撃指導員に係る申請をする場合にあつては法第9条の3第1項とある□及び猟銃等射撃指導員とある□内に、クロスボウ射撃指導員に係る申請をする場合にあつては第9条の3の2第1項とある□及びクロスボウ射撃指導員とある□内にレ印を記入すること。
2　射撃指導の種別欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第39号（第39条関係）

銃砲刀剣類返還申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定による
の返還を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会 [法第35条第4項の規定による申請の場合にあつては、警察署長] 殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
仮領置をされた者	□申請人に同じ	
	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	
返還を申請する物件	仮領置年月日	年　月　日
	仮領置番号	
	仮領置書交付者	
	種類及び特徴	
申請の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第41号（第43条関係）

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項の規定により、射撃指導員の指定を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
射撃指導の種別		□ライフル射撃 □ライフル銃以外の猟銃射撃 □空気銃射撃
現に交付を受けている許可証	許可証番号	号
	交付年月日	年　月　日
	交付者	公安委員会
備考		

備考　［加える。］
1　射撃指導の種別欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第39号（第39条関係）

銃砲刀剣類返還申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　条　第　項の規定による
の返還を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会 [法第35条第4項の規定による申請の場合にあつては、警察署長] 殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
仮領置をされた者	□申請人に同じ	
	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	
返還を申請する物件	仮領置年月日	年　月　日
	仮領置番号	
	仮領置書交付者	
	種類及び特徴	
申請の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第43号（第45条関係）

射撃指導員指定解除通知書

銃砲刀剣類所持等取締法　□第９条の３第２項　□第９条の３の２第２項　の規定により、下記の者の　□猟銃等射撃指導員　□クロスボウ射撃指導員　の指定を解除する。

年　月　日

公安委員会　殿

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
解除年月日	
解除の理由	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第42号（第44条関係）

射撃指導員指定書

銃砲刀剣類所持等取締法　□第９条の３第１項　□第９条の３の２第１項　の規定により、下記の者を　□猟銃等射撃指導員　□クロスボウ射撃指導員　として指定する。

年　月　日

公安委員会　殿

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
指定年月日	
射撃指導の種別	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第43号（第45条関係）

射撃指導員指定解除通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第２項の規定により、下記の者の射撃指導員の指定を解除する。

年　月　日

公安委員会　殿

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
解除年月日	
解除の理由	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第42号（第44条関係）

射撃指導員指定書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項の規定により、下記の者を射撃指導員として指定する。

年　月　日

公安委員会　殿

住所	
氏名	
生年月日	
指定番号	
指定年月日	
射撃指導の種別	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第61号（第69条関係）

第　　号

技　習　資　格　認　定　証

写　真 （ただし書） スタンプ	本籍 住所 氏名 年　月　日生

上記の者は、統制刀剣類所持等取締法第９条の10第１項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	

証明書	交付年月日	番号	交付者
射撃練習資格の講習修了証明書又は指導書			
技能検定合格証明書又は教習修了証明書			

年　月　日

公安委員会　　印

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第44号（第46条関係）

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

統制刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所		
	ふりがな 氏名		
	生年月日		年　月　日
	指定番号		
変更した事項	□住所 □氏名 □射撃指導の種別 □その他（　）	旧	
		所	
現に交付を受けている許可証		許可証番号	
		交付年月日	
		交付者	

備考　１　変更した事項欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第61号（第69条関係）

第　　号

技　習　資　格　認　定　証

写　真 （ただし書） スタンプ	本籍 住所 氏名 年　月　日生

上記の者は、統制刀剣類所持等取締法第９条の10第１項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	

証明書	交付年月日	番号	交付者
講習修了証明書又は指導書			
技能検定合格証明書又は教習修了証明書			

年　月　日

公安委員会　　印

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第44号（第46条関係）

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

統制刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所		
	ふりがな 氏名		
	生年月日		年　月　日
変更した事項	□住所 □氏名 □射撃指導の種別 □その他（　）	旧	
		所	
現に交付を受けている許可証		許可証番号	
		交付年月日	
		交付者	

備考　１　変更した事項欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなる猟銃等射撃指導員	
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃

備考　1　申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員を記載すること。
2　不用の欄は、斜線で消すこと。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第64号（第75条関係）

年少射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	電話番号	
申請件数		件　当申請人を監督することとなる猟銃等射撃指導員について、別紙のとおり

関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証			
年少射撃資格認定証			
年少射撃資格講習修了証明書			

欠格事由	□　私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
備考	

備考　1　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
2　年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなる射撃指導員	
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃
／件	指定番号	第　　号　　公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	銃砲の種類	空気銃　・　空気拳銃

備考　1　申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員を記載すること。
2　不用の欄は、斜線で消すこと。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第64号（第75条関係）

年少射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	電話番号	
申請件数		件　当申請人を監督することとなる猟銃等射撃指導員について、別紙のとおり

関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証			
年少射撃資格認定証			
年少射撃資格講習修了証明書			

欠格事由	□　法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれの事由にも該当しない者であることを誓約します。
備考	

備考　1　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
2　年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
3　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（表）



第65号（第77条関係）

（表）

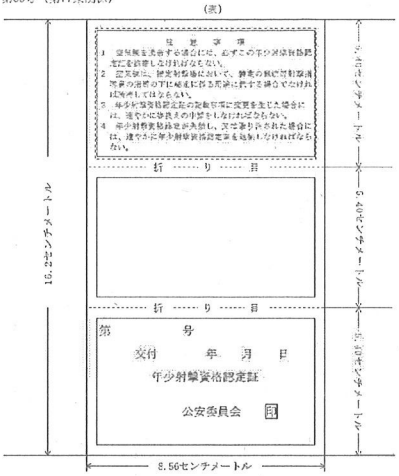

（表）



第65号（第77条関係）

（表）

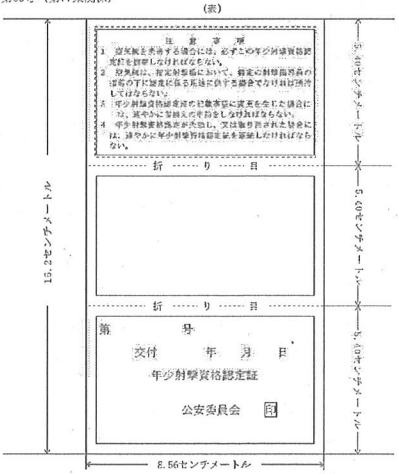

第70号（第90条関係）

保　管　変　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第10条の8第1項 □第10条の8の2第1項 の規定により、□銃砲等 □クロスボウ の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
銃砲等又はクロスボウを保管する場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年　月　日

備考　1　銃砲等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第1項とある□及び銃砲等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第1項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。

2　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

3　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第69号の2（第82条の2関係）

第　　号

クロスボウ射撃資格認定証

写真	本籍
ラベル	住所
スタンプ	氏名
	年　月　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項に定めるクロスボウの射撃の練習を行う資格があることを認定する。

クロスボウ射撃指導員の氏名	

認定証明書	交付年月日	番号	交付者
クロスボウ講習会の講習修了証明書			

年　月　日

公安委員会　　印

備考　1　用紙は、洋紙とすること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［様式を加える。］

第70号（第90条関係）

銃砲等保管業届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第1項の規定により、銃砲等の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
銃砲等を保管する場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年　月　日

備考　［加える。］

1　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第71号（第90条関係）

保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第10条の8第4項 □第10条の8の2第4項 の規定により、□猟銃等 の □クロスボウ の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	

備考　1. 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第4項とある□及び猟銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第4項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。
2. 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号（第91条の2関係）

保管の業務を受けた年月日	譲渡者の氏名、住所及び年齢	猟銃等	許可番号	標章又はクロスボウの番号	交付理由	返還年月日 予定	返還年月日 返還	備考
年　月　日	（　歳）	ライフル銃 散弾銃 ライフル銃以外の猟銃 クロスボウ				・・	・・	
年　月　日	（　歳）	ライフル銃 散弾銃 ライフル銃以外の猟銃 クロスボウ				・・	・・	
年　月　日	（　歳）	ライフル銃 散弾銃 ライフル銃以外の猟銃 クロスボウ				・・	・・	

備考　1. 譲渡者の氏名、住所及び年齢の欄には、譲渡者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第71号（第90条関係）

猟銃等保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第4項の規定により、猟銃等の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	

備考　［加える。］

1. 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号（第91条の2関係）

保管の業務を受けた年月日	譲渡者の氏名、住所及び年齢	猟銃等	許可番号	標章番号	交付理由	返還年月日 予定	返還年月日 返還	備考
年　月　日	（　歳）	ライフル銃 散弾銃 ライフル銃以外の猟銃				・・	・・	
年　月　日	（　歳）	ライフル銃 散弾銃 ライフル銃以外の猟銃				・・	・・	
年　月　日	（　歳）	ライフル銃 散弾銃 ライフル銃以外の猟銃				・・	・・	

備考　1. 譲渡者の氏名、住所及び年齢の欄には、譲渡者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第74号（第94条関係）

（表）

使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年　月　日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

第73号（第93条関係）

第　　号

保管業務廃止等命令書

年　月　日

殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法　第10条の8第3項　の規定により、
以下のとおり　猟銃等　の保管の業務を　廃止　することを命ずる。
　　クロスボウ　　停止

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
業務の廃止又は停止を命ずる理由		

備考　1　不用の文字は、横線で消すこと。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第74号（第94条関係）

（表）

使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年　月　日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有・無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

第73号（第93条関係）

第　　号

猟銃等保管業務廃止等命令書

年　月　日

殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第3項の規定により、以下のとおり猟銃等の保管の業務を廃止停止することを命ずる。

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
業務の廃止又は停止を命ずる理由		

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　　2　不用の文字は、横線で消すこと。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　印

銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱庁属の所在地】〒
【担当者氏名】　（電話　　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（表）

許可番号		銃砲等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃砲等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

備考　１　直前３年間の使用実績がある場合は、直前３年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
　　なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
２　備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第75号（第95条関係）

銃砲刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　印

銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱庁属の所在地】〒
【担当者氏名】　（電話　　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（表）

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場所		
	用途		
	状況		
備考			

備考　１　直前３年間の使用実績がある場合は、直前３年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
　　なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
２　備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第60号（第105条関係）

銃砲刀剣類等一時保管書				
提出年月日				
提出場所				
提出者	住所			
	職業			
	氏名			
	生年月日			
一時保管物件				
銃砲	種類		番号	
	型式		特徴	
クロスボウ	型式		番号	
	全長・全幅		特徴	
刀剣類	種類		特徴	
	刃渡り			
空気銃	型式		特徴	
	商品名			
刀剣類以外の刃物	種類		特徴	
備考				

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第2項の規定に基づき、上記物件を一時保管する。

年　月　日

提出者　　殿

所属

階級　　氏名　　㊞

注意事項　一時保管した銃砲刀剣類等の返還は、この一時保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

備考　一時保管物件欄中の該当欄以外の欄には、斜線を引くこと。

第76号（第96条関係）

第　号	保管書控
提出者	本籍
	住所
	職業
	氏名
	生年月日
譲渡先	
保管物件の種類及び特徴	
執行年月日	
執行者の所属、階級及び氏名	
処理結果	

印 ---------- 切 … 取 … 線 ---------- 印

第　号

保管書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会　　㊞

執行者の所属、階級及び氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3第　項の規定により、下記の物件を保管する。

提出者	本籍
	住所
	職業
	氏名
	生年月日
保管物件の種類及び特徴	

注意事項　保管した銃砲等若しくは刀剣類又は模造品の返還は、この保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第60号（第105条関係）

銃砲刀剣類等一時保管書				
提出年月日				
提出場所				
提出者	住所			
	職業			
	氏名			
	生年月日			
一時保管物件				
銃砲	種類		番号	
	型式		特徴	
刀剣類	種類		特徴	
	刃渡り			
空気銃	型式		特徴	
	商品名			
刀剣類以外の刃物	種類		特徴	
備考				

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第2項の規定に基づき、上記物件を一時保管する。

年　月　日

提出者　　殿

所属

階級　　氏名　　㊞

注意事項　一時保管した銃砲刀剣類等の返還は、この一時保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

備考　一時保管物件欄中の該当欄以外の欄には、斜線を引くこと。

第76号（第96条関係）

第　号	保管書控
提出者	本籍
	住所
	職業
	氏名
	生年月日
譲渡先	
保管物件の種類及び特徴	
執行年月日	
執行者の所属、階級及び氏名	
処理結果	

印 ---------- 切 … 取 … 線 ---------- 印

第　号

保管書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会　　㊞

執行者の所属、階級及び氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3第　項の規定により、下記の物件を保管する。

提出者	本籍
	住所
	職業
	氏名
	生年月日
保管物件の種類及び特徴	

注意事項　保管した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第82号（第110条関係）

仮領置銃砲等又は刀剣類引継書

年　月　日

警察署長殿

警察署長 印

銃砲刀剣類所持等取締法第25条第２項の規定により、下記物件を引き継ぐ。

引出人	本籍	
	住所	
	出国済の所在地又は領土地における連絡先	
	職業	
	氏名	
	生年月日	

引継物件

銃砲	種類		刀剣類	種類	
	特徴			特徴	
	数量			数量	
クロスボウ	型式				
	特徴				
	数量				
引継理由					
参考事項					

上記のとおり引継ぎを受けた。
年　月　日

警察署長 印

備考　1　この引継書は、正副二通を作成し、正本は引継ぎを受けた者において、副本は引継ぎをした者において保管すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第81号（第105条関係）

一時保管銃砲刀剣類等引継書

提出年月日		
提出場所		
提出者	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	

一時保管物件

銃砲	種類		番号		
	型式		特徴		
クロスボウ	型式		番号		
	全長・全幅		特徴		
刀剣類	種類		特徴		
	刃渡り				
猟銃等用実包	型式		特徴		
	商品名				
刀剣の銃刃以外	種類		特徴		
備考					

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の２第５項の規定に基づき、上記物件を引き継ぐ。

年　月　日

警察署長　殿

所属

階級　氏名　㊞

備考　許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類については、備考欄に、当該許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

第82号（第110条関係）

仮領置銃砲等又は刀剣類引継書

年　月　日

警察署長殿

警察署長 印

銃砲刀剣類所持等取締法第25条第２項の規定により、下記物件を引き継ぐ。

引出人	本籍	
	住所	
	出国済の所在地又は領土地における連絡先	
	職業 氏名 生年月日	

引継物件

銃砲	種類		刀剣類	種類	
	特徴			特徴	
	数量			数量	
引継理由					
参考事項					

上記のとおり引継ぎを受けた。
年　月　日

警察署長 印

備考　1　この引継書は、正副二通を作成し、正本は引継ぎを受けた者において、副本は引継ぎをした者において保管すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第81号（第105条関係）

一時保管銃砲刀剣類等引継書

提出年月日		
提出場所		
提出者	住所	
	職業 氏名 生年月日	

一時保管物件

銃砲	種類		番号		
	型式		特徴		
刀剣類	種類		特徴		
	刃渡り				
猟銃等用実包	型式		特徴		
	商品名				
刀剣の銃刃以外	種類		特徴		
備考					

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の２第５項の規定に基づき、上記物件を引き継ぐ。

年　月　日

警察署長殿

所属

階級　氏名　㊞

備考　許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類については、備考欄に、当該許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第87号（第115条関係）

整理番号	種　別	名　称	型	番　号	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

備考　1　種別欄には、銃砲に係る事項を記載する場合にあつては単銃、空気銃、ライフル銃、散弾銃等の別を記載し、クロスボウに係る事項を記載する場合にあつてはクロスボウと記載すること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第87号（第115条関係）

整理番号	種　別	名　称	型	銃番号	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○国家公安委員会規則第二号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正）

第一条　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則
（指定の基準等）	（指定の基準等）
第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。	**第一条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。
2　指定の基準は、次のとおりとする。	2　指定の基準は、次のとおりとする。
一　令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。	一　令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。
［二～四　略］	［二～四　同上］
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第九条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。	**第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
［一～八　略］	［一～八　同上］
［項を削る。］	2　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二三三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
［項を削る。］	3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。
［項を削る。］	一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
	4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

［項を削る。］

別記様式第１号（第９条関係）

電磁的記録媒体提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第２条第１項、第２条第２項、第５条第１項又は第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

国家公安委員会殿

提出者　住　所
　　名　称

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　電磁的記録媒体に記録された事項欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

５　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の名称

二　提出年月日

別記様式第１号（第９条関係）

フレキシブルディスク提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第２条第１項、第２条第２項、第５条第１項又は第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

国家公安委員会殿

提出者　住　所
　　名　称

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　フレキシブルディスクに記録された事項欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第二条　警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
警察官等拳銃使用及び取扱い規範	警察官等けん銃使用及び取扱い規範
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　拳銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）	第六章　けん銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条　この規則は、警察官及び皇宮護衛官が拳銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。	**第一条**　この規則は、警察官及び皇宮護衛官がけん銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の定義等）	（用語の定義等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
２　警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号。以下「法」という。）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。	２　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの	三　［同上］
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
ヘ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該拳銃等を携帯して行われる場合のもの、同法第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携帯して行われる場合のもの及び同法第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲等又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの	ヘ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該けん銃等を携帯して行われる場合のもの、第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携帯して行われる場合のもの及び第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの
ト　［略］	ト　［同上］
（皇宮護衛官への準用）	（皇宮護衛官への準用）
第三条　第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官の拳銃の使用及び取扱いについて準用する。ただし、第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及び取扱いについて準用する。	**第三条**　第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及び取扱いについて準用する。
（あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合）	（あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合）
第四条　警察官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合においては、あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる。	**第四条**　警察官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる。
２　前項の規定により拳銃を取り出しておく場合には、拳銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。	２　前項の規定によりけん銃を取り出しておく場合には、けん銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。
（拳銃を構えることができる場合）	（けん銃を構えることができる場合）
第五条　警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けて拳銃を構えることができる。	**第五条**　警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けてけん銃を構えることができる。
２　前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。	２　前項の規定によりけん銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

（拳銃を撃つ場合の予告）

第六条　拳銃を撃とうとするときは、拳銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（威嚇射撃等をすることができる場合）

第七条　警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる。

2　前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3　事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない。

4　第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けて拳銃を撃つことができる。

（相手に向けて拳銃を撃つことができる場合）

第八条　警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けて拳銃を撃つことができる。

2　前項の規定により拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

（部隊組織及び複数により行動する場合）

第九条　多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定により拳銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2　前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定による拳銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、拳銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場において拳銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、拳銃の的確な使用に努めるものとする。

3　犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官を拳銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定する拳銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

（けん銃を撃つ場合の予告）

第六条　けん銃を撃とうとするときは、けん銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（威かく射撃等をすることができる場合）

第七条　警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威かくのためけん銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けてけん銃を撃つことができる。

2　前項の規定により威かく射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3　事態が急迫であつて威かく射撃をするいとまのないとき、威かく射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威かく射撃をすることを要しない。

4　第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けてけん銃を撃つことができる。

（相手に向けてけん銃を撃つことができる場合）

第八条　警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けてけん銃を撃つことができる。

2　前項の規定によりけん銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

（部隊組織及び複数により行動する場合）

第九条　多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定によりけん銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2　前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定によるけん銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、けん銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場においてけん銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、けん銃の的確な使用に努めるものとする。

3　犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官をけん銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定するけん銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

（報告）

第十条　警察官は、拳銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

［一～五　略］

六　その他参考事項（使用した拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号を含む。）

2　前条第一項本文の規定により拳銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

［3・4　略］

（拳銃の携帯）

第十一条　警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、拳銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

［一～七　略］

八　雑踏警備に従事する場合等で拳銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、拳銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2　警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、拳銃を携帯するものとする。

（拳銃の携帯方法）

第十二条　制服又は特殊の被服を着用して拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2　［略］

3　私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合は、この限りでない。

（たまの装填等）

第十三条　警察官は、拳銃を携帯するときは、常時、回転式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを装填し、自動式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを充填した弾倉を弾倉室に挿入しておくものとする。

（拳銃の安全規則）

第十四条　警察官は、拳銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一　拳銃を手にしたときは、回転式拳銃にあつては弾倉を開き、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二　射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式拳銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装填しないこと。

三　射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。

四　［略］

五　拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくときは、回転式拳銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装填されていないことを確認すること。

六　必要がある場合のほか、拳銃入れから拳銃を取り出し、又はこれを弄ばないこと。

七　職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせないこと。

（報告）

第十条　警察官は、けん銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

［一～五　同上］

六　その他参考事項（使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号を含む。）

2　前条第一項本文の規定によりけん銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

［3・4　同上］

（けん銃の携帯）

第十一条　警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

［一～七　同上］

八　雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2　警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、けん銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、けん銃を携帯するものとする。

（拳銃の携帯方法）

第十二条　制服又は特殊の被服を着用してけん銃を携帯するときは、けん銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2　［同上］

3　私服を着用してけん銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合は、この限りではない。

（たまの装てん等）

第十三条　警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しておくものとする。

（けん銃の安全規則）

第十四条　警察官は、けん銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一　けん銃を手にしたときは、回転式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二　射撃するときのほか、回転式けん銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式けん銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装てんしないこと。

三　射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。

四　［同上］

五　けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れから出しておくときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装てんされていないことを確認すること。

六　必要がある場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。

七　職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れさせないこと。

（訓練）

第十五条　所轄庁の長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官の拳銃訓練を行わなければならない。

（訓練責任者）

第十六条　［略］

2　訓練責任者は、命ぜられた部署における拳銃訓練の実施の責に任ずる。

（管理責任者）

第十七条　所轄庁の長は、所属の警察官の中から、拳銃等（拳銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。）の管理責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督の責に任ずる。

（取扱責任者）

第十八条　管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、拳銃等の取扱責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱責任者に拳銃等の保管を命ずることができる。

一　警察官が、長期欠勤又は心身の故障のため、拳銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二　［略］

三　修理、精密手入れ等のため、拳銃を集めるとき。

四　［略］

3　取扱責任者は、前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その拳銃等の保管の責めに任ずる。

4　取扱責任者は、拳銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、その鍵は自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、拳銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5　取扱責任者又はその指定する代理者は、警察官から保管を依頼された拳銃等の授受に当たつては、不慮の危害を生じさせないよう特に慎重に行い、併せてその拳銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

（個人の拳銃等の保管責任）

第十九条　警察官は、貸与された拳銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2　［略］

（拳銃等の返納）

第二十条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、拳銃等をその部署の取扱責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一　［略］

二　他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

［三・四　略］

（訓練）

第十五条　所轄庁の長は、適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官のけん銃訓練を行わなければならない。

（訓練責任者）

第十六条　［同上］

2　訓練責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃訓練の実施の責に任ずる。

（管理責任者）

第十七条　所轄庁の長は、所属の警察官の中から、けん銃等（けん銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。）の管理責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃等の管理及び監督の責に任ずる。

（取扱い責任者）

第十八条　管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、けん銃等の取扱い責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、取扱い責任者にけん銃等の保管を命ずることができる。

一　警察官が、長期欠勤または心身の故障のため、けん銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二　［同上］

三　修理、精密手入れ等のため、けん銃を集めるとき。

四　［同上］

3　取扱い責任者は、前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、そのけん銃等の保管の責めに任ずる。

4　取扱い責任者は、けん銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、そのかぎはみずから保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、けん銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5　取扱い責任者またはその指定する代理者は、警察官から保管を依頼されたけん銃等の授受にあたつては、不慮の危害を生ぜしめないよう特に慎重に行ない、あわせてそのけん銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

（個人のけん銃等の保管責任）

第十九条　警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱い責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2　［同上］

（けん銃等の返納）

第二十条　警察官は、次の各号の一に該当する場合においては、けん銃等をその部署の取扱い責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一　［同上］

二　他の所轄庁へ転任または配置換えを命ぜられたとき。

［三・四　同上］

（拳銃等の保管上の注意）

第二十一条　拳銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、拳銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一　拳銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二　拳銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないようにすること。

（記録票）

第二十二条　銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

（拳銃等の亡失損傷等の報告）

第二十三条　警察官は、拳銃等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2　所轄庁の長（長官を除く。）は、拳銃の亡失について前項の報告を受けたときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職及び氏名、事故拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3　拳銃に特異又は重大な損傷を生じたときは、前項の規定に準じて報告しなければならない。

4　所轄庁の長（長官を除く。）は、所属の警察官の亡失した拳銃が発見されたときは、発見の日時及び場所、発見された拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに発見の状況を長官に報告しなければならない。

（拳銃の亡失の場合の処置）

第二十五条　［略］

2　所轄庁の長は、亡失した拳銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章　拳銃等の手入れ及び検査

（拳銃の手入れの種別）

第二十六条　拳銃の手入れは、普通手入れ及び精密手入れとする。

2　普通手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解しないで、自動式拳銃にあつては普通分解をして行う手入れをいい、精密手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解して、自動式拳銃にあつては精密分解をして行う手入れをいう。

（拳銃の普通手入れ）

第二十七条　警察官は、携帯している拳銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2　警察官は、拳銃を撃つたとき又は拳銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3　取扱責任者は、自己の保管に係る拳銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4　警察官から保管を依頼された拳銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

（拳銃の精密手入れ）

第二十八条　管理責任者は、その管理する拳銃の精密手入れを、年に一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行わせるものとする。

2　警察官は、拳銃を水中に落とした場合又は拳銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

（けん銃等の保管上の注意）

第二十一条　けん銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、けん銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一　けん銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用にたえるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二　けん銃等を放置し、盗まれ、遺失しまたは奪取されることのないようにすること。

（記録票）

第二十二条　銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

（けん銃等の亡失損傷等の報告）

第二十三条　警察官は、けん銃等を亡失し、または損傷したときは、ただちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2　所轄庁の長（長官を除く。）は、けん銃の亡失について前項の報告を受けたときは、ただちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職および氏名、事故けん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3　けん銃に特異または重大な損傷を生じたときは、前項に準じて報告しなければならない。

4　所轄庁の長（長官を除く。）は、所属の警察官の亡失したけん銃が発見されたときは、発見の日時および場所、発見されたけん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに発見の状況を長官に報告しなければならない。

（拳銃の亡失の場合の処置）

第二十五条　［同上］

2　所轄庁の長は、亡失したけん銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章　けん銃等の手入れ及び検査

（けん銃の手入れの種別）

第二十六条　けん銃の手入れは、普通手入れおよび精密手入れとする。

2　普通手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解しないで、自動式けん銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいい、精密手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解して、自動式けん銃にあつては精密分解をして行なう手入れをいう。

（けん銃の普通手入れ）

第二十七条　警察官は、携帯しているけん銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2　警察官は、けん銃を撃つたとき又はけん銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3　取扱い責任者は、自己の保管に係るけん銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4　警察官から保管を依頼されたけん銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

（けん銃の精密手入れ）

第二十八条　管理責任者は、その管理するけん銃の精密手入れを、年に一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行なわせるものとする。

2　警察官は、けん銃を水中に落とした場合、またはけん銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

（拳銃等の検査）

第二十九条　管理責任者は、随時拳銃等の検査を行い、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

様式第２号

試射弾丸及び薬きよう送付書

年　月　日
科学警察研究所長　殿

所轄庁の長

送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう　各１個		試射年月日	年　月　日		
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
被貸与者	所属					
	官職		氏名			歳
亡失年月日	年　月　日午前後　時　分頃から		月　日午前後　時　分頃までの間			
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

（けん銃等の検査）

第二十九条　管理責任者は、随時けん銃等の検査を行ない、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、すみやかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

様式第２号

試射弾丸及び薬きよう送付書

令和　年　月　日
科学警察研究所長　殿

所轄庁の長　㊞

送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう　各１個		試射年月日	年　月　日		
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
被貸与者	所属					
	官職		氏名			歳
亡失年月日	令和　年　月　日午前後　時　分頃から		月　日午前後　時　分頃までの間			
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第三条　警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成十四年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（訓練等） **第六条**　警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「拳銃規範」という。）第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、拳銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、拳銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。 ２　［略］ （特殊銃の使用） **第十三条**　［１・２　略］ ３　拳銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、拳銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、拳銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。 （報告） **第十四条**　［略］ ２　拳銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、拳銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。 （特殊銃の保管に関する拳銃規範の準用） **第十八条**　拳銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、拳銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼された拳銃等」とあるのは「特殊銃等」と、拳銃規範第二十二条中「所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、拳銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「事故拳銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察庁長官」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、拳銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、拳銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。	（訓練等） **第六条**　警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「けん銃規範」という。）第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、けん銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、けん銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。 ２　［同上］ （特殊銃の使用） **第十三条**　［１・２　同上］ ３　けん銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、けん銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、けん銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。 （報告） **第十四条**　［同上］ ２　けん銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、けん銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。 （特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用） **第十八条**　けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規範第二十二条中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、けん銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「事故けん銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、けん銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、けん銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

（特殊銃の検査に関する拳銃規範の準用）
第二十条　拳銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

様式第２号

試射弾丸及び薬きょう送付書

［　　年　　月　　日
科学警察研究所長　　殿］

警察本部長［　　］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
亡失者	所属					
	官職　　氏名　　歳					
亡失年月日	［　年　月　日］午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特殊銃の検査に関するけん銃規範の準用）
第二十条　けん銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

様式第２号

試射弾丸及び薬きょう送付書

［令和　年　月　日
科学警察研究所長　　殿］

警察本部長［印］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
亡失者	所属					
	官職　　氏名　　歳					
亡失年月日	［令和　年　月　日］午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十五号）第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十九条の四第二項の規定による指定に係る第一条の規定による改正後の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第二条第一項の規定による提出は、この規則の施行前においても行うことができる。

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第四条　警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（服装等） **第四条**　［略］ ２　警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。 ３　［略］	（服装等） **第四条**　［同上］ ２　警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、けん銃及び警棒を着装しなければならない。 ３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正後	改正前
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則
（指定の基準等）	（指定の基準等）
第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。	第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。
２　指定の基準は、次のとおりとする。	２　指定の基準は、次のとおりとする。
一　令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。	一　令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。
［二～四　略］	［二～四　同上］
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第九条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出するこ	第九条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

とにより行うことができる。	
［一～八　略］	［一～八　同上］
［項を削る。］	2　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
［項を削る。］	3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
［項を削る。］	4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。
［項を削る。］	5　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の名称 二　提出年月日

備考　表中の「　」の記載は注記である。

別記様式第１号（第９条関係）

電磁的記録媒体提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第２条第１項／第２条第２項／第５条第１項／第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

国家公安委員会殿

提出者　住　所
　　名　称

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　電磁的記録媒体に記録された事項欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１号（第９条関係）

フレキシブルディスク提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第２条第１項／第２条第２項／第５条第１項／第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

国家公安委員会殿

提出者　住　所
　　名　称

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　フレキシブルディスクに記録された事項欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

改正後	改正前
警察官等拳銃使用及び取扱い規範	警察官等けん銃使用及び取扱い規範
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　拳銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）	第六章　けん銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条　この規則は、警察官及び皇宮護衛官が拳銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。	第一条　この規則は、警察官及び皇宮護衛官がけん銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の定義等）	（用語の定義等）
第二条　［略］	第二条　［同上］
2　警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号。以下「法」という。）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。	2　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの	三　［同上］
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
へ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該拳銃等を携帯して行われる場合のも	へ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該けん銃等を携帯して行われる場合の

の、同法第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携帯して行われる場合のもの及び同法第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲等又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト　［略］

（皇宮護衛官への準用）

第三条　第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官の拳銃の使用及び取扱いについて準用する。

（あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合）

第四条　警察官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合においては、あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる。

2　前項の規定により拳銃を取り出しておく場合には、拳銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

（拳銃を構えることができる場合）

第五条　警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けて拳銃を構えることができる。

2　前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

（拳銃を撃つ場合の予告）

第六条　拳銃を撃とうとするときは、拳銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると

もの、第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携帯して行われる場合のもの及び第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト　［同上］

（皇宮護衛官への準用）

第三条　第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及び取扱いについて準用する。

（あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合）

第四条　警察官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる。

2　前項の規定によりけん銃を取り出しておく場合には、けん銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

（けん銃を構えることができる場合）

第五条　警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けてけん銃を構えることができる。

2　前項の規定によりけん銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

（けん銃を撃つ場合の予告）

第六条　けん銃を撃とうとするときは、けん銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあ

認めるときは、この限りでない。

（威嚇射撃等をすることができる場合）

第七条　警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる。

2　前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3　事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない。

4　第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けて拳銃を撃つことができる。

（相手に向けて拳銃を撃つことができる場合）

第八条　警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けて拳銃を撃つことができる。

2　前項の規定により拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

ると認めるときは、この限りでない。

（威かく射撃等をすることができる場合）

第七条　警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威かくのためけん銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けてけん銃を撃つことができる。

2　前項の規定により威かく射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3　事態が急迫であつて威かく射撃をするいとまのないとき、威かく射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威かく射撃をすることを要しない。

4　第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けてけん銃を撃つことができる。

（相手に向けてけん銃を撃つことができる場合）

第八条　警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けてけん銃を撃つことができる。

2　前項の規定によりけん銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

（部隊組織及び複数により行動する場合）

第九条　多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定により拳銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2　前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定による拳銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、拳銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場において拳銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、拳銃の的確な使用に努めるものとする。

3　犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官を拳銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定する拳銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

（報告）

第十条　警察官は、拳銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

［一～五　略］

六　その他参考事項（使用した拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び

（部隊組織及び複数により行動する場合）

第九条　多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定によりけん銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2　前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定によるけん銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、けん銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場においてけん銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、けん銃の的確な使用に努めるものとする。

3　犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官をけん銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定するけん銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

（報告）

第十条　警察官は、けん銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

［一～五　同上］

六　その他参考事項（使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及

番号を含む。）

2　前条第一項本文の規定により拳銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

［3・4　略］

（拳銃の携帯）

第十一条　警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、拳銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

［一～七　略］

八　雑踏警備に従事する場合等で拳銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、拳銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2　警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、拳銃を携帯するものとする。

（拳銃の携帯方法）

第十二条　制服又は特殊の被服を着用して拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2　［略］

3　私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予

び番号を含む。）

2　前条第一項本文の規定によりけん銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

［3・4　同上］

（けん銃の携帯）

第十一条　警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

［一～七　同上］

八　雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2　警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、けん銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、けん銃を携帯するものとする。

（拳銃の携帯方法）

第十二条　制服又は特殊の被服を着用してけん銃を携帯するときは、けん銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2　［同上］

3　私服を着用してけん銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用

想される場合は、この限りでない。

（たまの装塡等）

第十三条　警察官は、拳銃を携帯するときは、常時、回転式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを装塡し、自動式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを充塡した弾倉を弾倉室に挿入しておくものとする。

（拳銃の安全規則）

第十四条　警察官は、拳銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一　拳銃を手にしたときは、回転式拳銃にあつては弾倉を開き、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二　射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式拳銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装塡しないこと。

三　射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。

四　［略］

五　拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくときは、回転式拳銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装塡されていないことを確認すること。

六　必要がある場合のほか、拳銃入れから拳銃を取り出し、又はこれを弄ばないこと。

七　職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせ

が予想される場合は、この限りではない。

（たまの装てん等）

第十三条　警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しておくものとする。

（けん銃の安全規則）

第十四条　警察官は、けん銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一　けん銃を手にしたときは、回転式けん銃にあつては弾倉を開き、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二　射撃するときのほか、回転式けん銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式けん銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装てんしないこと。

三　射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。

四　［同上］

五　けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れから出しておくときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装てんされていないことを確認すること。

六　必要がある場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。

七　職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れ

ないこと。

（訓練）

第十五条　所轄庁の長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官の拳銃訓練を行わなければならない。

（訓練責任者）

第十六条　［略］

2　訓練責任者は、命ぜられた部署における拳銃訓練の実施の責に任ずる。

（管理責任者）

第十七条　所轄庁の長は、所属の警察官の中から、拳銃等（拳銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。）の管理責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督の責に任ずる。

（取扱責任者）

第十八条　管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、拳銃等の取扱責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱責任者に拳銃等の保管を命ずることができる。

一　警察官が、長期欠勤又は心身の故障のため、拳銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二　［略］

三　修理、精密手入れ等のため、拳銃を集めるとき。

四　［略］

させないこと。

（訓練）

第十五条　所轄庁の長は、適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官のけん銃訓練を行わなければならない。

（訓練責任者）

第十六条　［同上］

2　訓練責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃訓練の実施の責に任ずる。

（管理責任者）

第十七条　所轄庁の長は、所属の警察官の中から、けん銃等（けん銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。）の管理責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃等の管理及び監督の責に任ずる。

（取扱い責任者）

第十八条　管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、けん銃等の取扱い責任者を指定するものとする。

2　管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、取扱い責任者にけん銃等の保管を命ずることができる。

一　警察官が、長期欠勤または心身の故障のため、けん銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二　［同上］

三　修理、精密手入れ等のため、けん銃を集めるとき。

四　［同上］

3　取扱責任者は、前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その拳銃等の保管の責めに任ずる。

4　取扱責任者は、拳銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、その鍵は自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、拳銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5　取扱責任者又はその指定する代理者は、警察官から保管を依頼された拳銃等の授受に当たつては、不慮の危害を生じさせないよう特に慎重に行い、併せてその拳銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

（個人の拳銃等の保管責任）

第十九条　警察官は、貸与された拳銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2　［略］

（拳銃等の返納）

第二十条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、拳銃等をその部署の取扱責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一　［略］

二　他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

［三・四　略］

（拳銃等の保管上の注意）

3　取扱い責任者は、前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、そのけん銃等の保管の責めに任ずる。

4　取扱い責任者は、けん銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、そのかぎはみずから保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、けん銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5　取扱い責任者またはその指定する代理者は、警察官から保管を依頼されたけん銃等の授受にあたつては、不慮の危害を生ぜしめないよう特に慎重に行ない、あわせてそのけん銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

（個人のけん銃等の保管責任）

第十九条　警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱い責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2　［同上］

（けん銃等の返納）

第二十条　警察官は、次の各号の一に該当する場合においては、けん銃等をその部署の取扱い責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一　［同上］

二　他の所轄庁へ転任または配置換えを命ぜられたとき。

［三・四　同上］

（けん銃等の保管上の注意）

第二十一条　拳銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、拳銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一　拳銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二　拳銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないようにすること。

（記録票）

第二十二条　銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

（拳銃等の亡失損傷等の報告）

第二十三条　警察官は、拳銃等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2　所轄庁の長（長官を除く。）は、拳銃の亡失について前項の報告を受けたときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職及び氏名、事故拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3　拳銃に特異又は重大な損傷を生じたときは、前項の規定に準じて報告しなければならない。

4　所轄庁の長（長官を除く。）は、所属の警察官の亡失した拳銃が発見されたときは、発見の日時及び場所、発見された拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに発見の状況を長官に報告しなければな

第二十一条　けん銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、けん銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一　けん銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用にたえるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二　けん銃等を放置し、盗まれ、遺失しまたは奪取されることのないようにすること。

（記録票）

第二十二条　銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

（けん銃等の亡失損傷等の報告）

第二十三条　警察官は、けん銃等を亡失し、または損傷したときは、ただちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2　所轄庁の長（長官を除く。）は、けん銃の亡失について前項の報告を受けたときは、ただちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職および氏名、事故けん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3　けん銃に特異または重大な損傷を生じたときは、前項に準じて報告しなければならない。

4　所轄庁の長（長官を除く。）は、所属の警察官の亡失したけん銃が発見されたときは、発見の日時および場所、発見されたけん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに発見の状況を長官に報告し

らない。

（拳銃の亡失の場合の処置）

第二十五条　［略］

2　所轄庁の長は、亡失した拳銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章　拳銃等の手入れ及び検査

（拳銃の手入れの種別）

第二十六条　拳銃の手入れは、普通手入れ及び精密手入れとする。

2　普通手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解しないで、自動式拳銃にあつては普通分解をして行う手入れをいい、精密手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解して、自動式拳銃にあつては精密分解をして行う手入れをいう。

（拳銃の普通手入れ）

第二十七条　警察官は、携帯している拳銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2　警察官は、拳銃を撃つたとき又は拳銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3　取扱責任者は、自己の保管に係る拳銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4　警察官から保管を依頼された拳銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

（拳銃の精密手入れ）

第二十八条　管理責任者は、その管理する拳銃の精密手入れを、年に一

なければならない。

（拳銃の亡失の場合の処置）

第二十五条　［同上］

2　所轄庁の長は、亡失したけん銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章　けん銃等の手入れ及び検査

（けん銃の手入れの種別）

第二十六条　けん銃の手入れは、普通手入れおよび精密手入れとする。

2　普通手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解しないで、自動式けん銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいい、精密手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解して、自動式けん銃にあつては精密分解をして行なう手入れをいう。

（けん銃の普通手入れ）

第二十七条　警察官は、携帯しているけん銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2　警察官は、けん銃を撃つたとき又はけん銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3　取扱い責任者は、自己の保管に係るけん銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4　警察官から保管を依頼されたけん銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

（けん銃の精密手入れ）

第二十八条　管理責任者は、その管理するけん銃の精密手入れを、年に

回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行わせるものとする。

2　警察官は、拳銃を水中に落とした場合又は拳銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

（拳銃等の検査）

第二十九条　管理責任者は、随時拳銃等の検査を行い、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行なわせるものとする。

2　警察官は、けん銃を水中に落とした場合、またはけん銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

（けん銃等の検査）

第二十九条　管理責任者は、随時けん銃等の検査を行ない、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、すみやかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第２号

試射弾丸及び薬きょう送付書

［　　年　　月　　日］
科学警察研究所長　殿

所轄庁の長　［　　］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
被貸与者	所属					
	官職　氏名　歳					
亡失年月日	［　　年　　月　　日］午　前後　時　分頃から　月　日午　前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

様式第２号

試射弾丸及び薬きょう送付書

［令和　年　月　日］
科学警察研究所長　殿

所轄庁の長　［印］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
被貸与者	所属					
	官職　氏名　歳					
亡失年月日	［令和　年　月　日］午　前後　時　分頃から　月　日午　前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

改正後	改正前
（訓練等） 第六条　警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「拳銃規範」という。）第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、拳銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、拳銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。 2　［略］ （特殊銃の使用） 第十三条　［1・2　略］ 3　拳銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、拳銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、拳銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。 （報告）	（訓練等） 第六条　警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「けん銃規範」という。）第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、けん銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、けん銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。 2　［同上］ （特殊銃の使用） 第十三条　［1・2　同上］ 3　けん銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、けん銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、けん銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。 （報告）

第十四条　［略］

2　拳銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、拳銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

（特殊銃の保管に関する拳銃規範の準用）

第十八条　拳銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、拳銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼された拳銃等」とあるのは「特殊銃等」と、拳銃規範第二十二条中「所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、拳銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故拳銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるの

第十四条　［同上］

2　けん銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、けん銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

（特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用）

第十八条　けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規範第二十二条中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、けん銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故けん銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、

は「警察庁長官」と、拳銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、拳銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

（特殊銃の検査に関する拳銃規範の準用）

第二十条　拳銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

「長官」とあるのは「警察庁長官」と、けん銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、けん銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

（特殊銃の検査に関するけん銃規範の準用）

第二十条　けん銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第２号

［　年　月　日］
科学警察研究所長　殿

試射弾丸及び薬きょう送付書

警察本部長　［　］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
亡失者	所属					
	官職		氏名			歳
亡失年月日	［　年　月　日］午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

様式第２号

［令和　年　月　日］
科学警察研究所長　殿

試射弾丸及び薬きょう送付書

警察本部長　［印］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　各１個			試射年月日	年　月　日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　発
亡失者	所属					
	官職		氏名			歳
亡失年月日	［令和　年　月　日］午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

改正後	改正前
（服装等） 第四条　［略］ 2　警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。 3　［略］	（服装等） 第四条　［同上］ 2　警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、けん銃及び警棒を着装しなければならない。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国家公安委員会規則第三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第三号、第二十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正） 銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第	［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第

三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二～五十九　略〕	三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二～五十九　同上〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一～三十　略〕 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二～五十九　略〕	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　〔同上〕 〔一～三十　同上〕 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二～五十九　同上〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一～三十　略〕 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二～五十九　略〕	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　〔同上〕 〔一～三十　同上〕 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二～五十九　同上〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］

附　則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） 第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為等） 第一条　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］	［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	